

(愛媛県報平成30年12月21日第3038号外 1 別記 3)

宇和海における特定区画漁業の免許の内容 たるべき事項等

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第1号	第1種漁業	あわび・下ひぎ・下わ・かめん・ぶ殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町井野浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町井野浦防波堤突端北端 B 西宇和郡伊方町佐田防波堤突端東端 C 西宇和郡伊方町大佐田防波堤突端西端 D 西宇和郡伊方町井野浦松ヶ鼻 点 ア Aから60度150メートルの点 イ Bから180度120メートルの点 ウ Cから312度110メートルの点 エ Cから285度130メートルの点 オ DからB見通し60メートルの点 カ DからA見通し50メートルの点	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2のとおり
宇特区第2号	第1種漁業	魚類小養殖(くろろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町川永田室の鼻地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町川永田室ノ鼻灯台から北東へ120メートルの祠 B 西宇和郡伊方町川永田防波堤の付根から海岸線沿い南東へ150メートルの水路口 点 ア Aから西宇和郡伊方町仁田之浜波止東端見通し250メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町湊浦埋立地北西端見通し220メートルの点	西宇和郡伊方町大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦、小中浦、中浦、川永田、河内及び豊之浦	別記2のとおり
宇特区第3号	第1種漁業	魚類小養殖(くろろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市保内町川之石大馬越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市保内町川之石10番耕地56の2地先の突端 点 ア Aから八幡浜市保内町川之石龍潭寺東端見通し100メートルの点 イ Aから八幡浜市保内町川之石小学校体育館東端見通し180メートルの点 ウ Aから63度200メートルの点 エ Aから90度138メートルの点	八幡浜市保内町川之石、喜木、須川及び宮内	別記2のとおり
宇特区第4号	第1種漁業	魚類小養殖(くろろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市保内町川之石榎之木浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市保内町川之石10番耕地24の1地先の突端標識 点 ア Aから八幡浜市保内町川之石亀岩見通し50メートルの点 イ Aから八幡浜市保内町川之石亀岩見通し550メートルの点 ウ イから285度100メートルの点 エ アから285度100メートルの点	八幡浜市保内町川之石、喜木、須川及び宮内	別記2のとおり
宇特区第5号	第1種漁業	魚類小養殖(くろろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市向灘アラジロ地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市田ノ浦鼻の標識 B 八幡浜市ハンガクボの標識 C 八幡浜市矢野崎鼻から護岸沿い東へ340メートルの標識 点 ア Aから172度345メートルの点 イ Bから210度350メートルの点 ウ Cから170度375メートルの点 エ Cから183度290メートルの点 オ Cから195度75メートルの点 カ Bから210度80メートルの点 キ Aから172度80メートルの点	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり
宇特区第6号	第1種漁業	魚類小養殖(くろろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市小根ヶ浦地先	A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市大根ヶ浦東鼻 B 八幡浜市鯛引鼻	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり

免許番号	種別	漁業の種類	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第7号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大根ヶ浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市小倉鼻 B 八幡浜市大根ヶ浦鼻 点 ア Aから346度60メートルの点 イ Aから346度151メートルの点 ウ Bから346度121メートルの点 エ Bから346度30メートルの点	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり
宇特区第8号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大洲江地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市トウガウラ鼻 B 八幡浜市鯛引網干場東基部から護岸沿い東へ20メートルの標識 点 ア Aから169度210メートルの点 イ Bから170度260メートルの点	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり
宇特区第9号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町白石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市市田セノタキ大岩から護岸沿い西へ410メートルの標識 B 八幡浜市川上町白石火の見櫓跡西護岸から海岸線沿い南へ18.5メートルの標識 点 ア Aから249度90メートルの点 イ Aから249度180メートルの点 ウ Bから230度164メートルの点 エ Bから230度64メートルの点	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり
宇特区第10号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町白石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町白石公民館南角から護岸沿い南へ15メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ158メートルの標識 点 ア Aから263度80メートルの点 イ Aから263度190メートルの点 ウ Bから257度155メートルの点 エ Bから257度45メートルの点	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり
宇特区第11号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町上泊地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町上泊田ノ浦川河口端西角 B 八幡浜市川上町上泊防波堤突端中央 点 ア Aから326度116メートルの点 イ Aから342度88メートルの点 ウ Aから19度94メートルの点 エ Bから107度258メートルの点 オ Bから65度166メートルの点 カ Bから203度59メートルの点	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり
宇特区第12号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町上泊地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町上泊廻路鼻突端から護岸沿い南へ113メートルの標識 B 八幡浜市川上町上泊防波堤突端中央 点 ア Aから153度30メートルの点 イ Aから153度70メートルの点 ウ Bから65度55メートルの点 エ Bから65度100メートルの点 オ Aから67度130メートルの点	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり
宇特区第13号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市穴井地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市真網代戊小網代穴井埋立地南端 B 八幡浜市穴井唐崎鼻 点 ア Aから245度250メートルの点 イ Bから221度130メートルの点	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特區第14号	第1種漁業	魚類小養殖(くぐろ式業除く)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市穴井地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市真網代戊小網代穴井埋立地西端 B 八幡浜市穴井漁港北防波堤西側基部 点 ア Aから165度260メートルの点	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり
宇特區第15号	第1種漁業	魚類小養殖(くぐろ式業除く)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市穴井地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市穴井保育所西端より護岸沿い南へ90メートルの標識 B 八幡浜市穴井保育所西端より護岸沿い南へ620メートルの標識 点 ア Aから348度200メートルの点 イ Aから348度350メートルの点 ウ Bから349度380メートルの点 エ Bから349度200メートルの点	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり
宇特區第16号	第1種漁業	魚類小養殖(くぐろ式業除く)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市大島加重消防詰所東端から護岸沿い北へ44メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ130メートルの標識 点 ア Aから101度150メートルの点 イ Bから100度120メートルの点	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり
宇特區第17号	第1種漁業	魚類小養殖(くぐろ式業除く)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市大島清浦防波堤東側基部から護岸沿い南へ160メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ120メートルの標識 点 ア Aから72度40メートルの点 イ Aから72度170メートルの点 ウ Bから78度150メートルの点 エ Bから78度50メートルの点	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり
宇特區第18号	第1種漁業	魚類小養殖(くぐろ式業除く)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町伊崎地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町周木南海岸護岸北端 B 西予市三瓶町周木南海岸護岸南端 C 西予市三瓶町須崎中鼻 点 ア Aから294度60メートルの点 イ Bから310度100メートルの点 ウ Cから310度80メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特區第19号	第1種漁業	魚類小養殖(くぐろ式業除く)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町須崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町長早4-136-1東端 B 西予市三瓶町須崎観音遊歩道東端 点 ア Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し50メートルの点 イ Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し300メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町枯井崎西端標識見通し310メートルの点 エ Bから西予市三瓶町枯井崎西端標識見通し60メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特區第20号	第1種漁業	魚類小養殖(くぐろ式業除く)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町長早地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町長早第一防波堤付根から突端沿い70メートルの標識 B 西予市三瓶町長早4-136-1東端 点 ア Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し30メートルの点 イ Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し250メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町皆江鯨岩見通し300メー	西予市三瓶町	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ルの点 エ Bから西予市三瓶町皆江鯨岩見通し50メートルの点		
宇特區第21号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐろ式除く) ま割式養殖をく	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町長早地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町長早3-21-3 東端から海岸沿い東へ80メートルの標識 B 西予市三瓶町長早3-722-8 暗渠口 点 ア Aから西予市三瓶町二本松標識見通し50メートルの点 イ Aから西予市三瓶町二本松標識見通し270メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町福島西端見通し250メートルの点 エ Bから西予市三瓶町福島西端見通し50メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特區第22号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐろ式除く) ま割式養殖をく	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町赤崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町赤崎ふくろよせ岩から南西へ150メートルの標識 B 西予市三瓶町赤崎ふくろよせ岩から北東へ200メートルの標識 点 ア Aから西予市三瓶町福島北端見通し50メートルの点 イ Aから西予市三瓶町福島北端見通し250メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町長早3-21-3 東端見通し250メートルの点 エ Bから西予市三瓶町長早3-21-3 東端見通し50メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特區第23号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐろ式除く) ま割式養殖をく	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町赤崎地先	B A、Aア、アイ及びイCの4直線とBC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町赤崎鼻南端 B 西予市三瓶町福島北端から海岸沿い東へ45メートルの標識 C 西予市三瓶町福島南端 点 ア Aから170度320メートルの点 イ Cから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し150メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特區第24号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐろ式除く) ま割式養殖をく	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町赤崎地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町有太刀防波堤西側突端 B 西予市三瓶町有太刀中鼻突端 C 西予市三瓶町赤崎鼻から海岸沿い東へ80メートルの標識 点 ア Aから西予市三瓶町蔵貫浦1402-3 東端見通し20メートルの点 イ Aから西予市三瓶町蔵貫浦1402-3 東端見通し250メートルの点 ウ Bから168度300メートルの点 エ Cから170度300メートルの点 オ Cから170度20メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特區第25号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐろ式除く) ま割式養殖をく	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町辰ヶ崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町蔵貫浦1543-1 西端角 B 西予市三瓶町辰ヶ崎突端より海岸沿い南西へ120メートルの標識 点 ア Aから西予市三瓶町有太刀中鼻突端見通し60メートルの点 イ Aから西予市三瓶町有太刀中鼻突端見通し260メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町福島西端見通し380メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ルの点 エ Bから西予市三瓶町福島西端見通し140メートルの点		
宇特区第26号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くろろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町枯井地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町皆江128-5西端 B 西予市三瓶町皆江85-1前標識 C 西予市三瓶町皆江94-2前護岸東端 点 ア Aから西予市三瓶町長早3-21-3東端見通し40メートルの点 イ Aから西予市三瓶町長早3-21-3東端見通し290メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町長早3-21-3東端見通し390メートルの点 エ Bから西予市三瓶町長早3-21-3東端見通し20メートルの点 オ Cから西予市三瓶町長早3-722-7東端見通し20メートルの点 カ Cから西予市三瓶町長早3-722-7東端見通し130メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特区第27号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くろろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町下泊地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町下泊神子の浦防波堤突端 B 西予市三瓶町下泊神子の浦南鼻の標識 点 ア Aから西予市三瓶町下泊本浦防波堤突端見通し80メートルの点 イ Bから西予市三瓶町下泊泊崎東端見通し100メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特区第28号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くろろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町高島地先	アイ、イウ、ウC及びCアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町高島防波堤付根 B 西予市三瓶町小高島第1消波堤東端 C 西予市三瓶町高島防波堤突端 点 ア Aから同防波堤沿い南へ150メートルの点 イ Bから西予市三瓶町神子の浦ドウノウシロ鼻見通し50メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町神子の浦ドウノウシロ鼻見通し330メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特区第29号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くろろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町ミツクリ島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町小高島第2消波堤東端 点 ア Aから51度300メートルの点 イ Aから88度470メートルの点 ウ Aから153度350メートルの点 エ Aから202度160メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特区第30号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くろろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町田之浜地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町田之浜西成護岸西側標識 B Aから国道沿い南西へ150メートルの標識 C Aから護岸沿い北東へ150メートルの標識 点 ア Cから148度25メートルの点 イ Cから148度175メートルの点 ウ Bから148度200メートルの点 エ Bから148度100メートルの点 オ Aから148度80メートルの点 カ Aから148度30メートルの点	西予市明浜町	別記2のとおり
宇特区第31号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くろろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町田之浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町田之浜東防波堤付根 B 西予市明浜町田之浜中防波堤付根から海岸線沿い東へ30メートルの標識	西予市明浜町	別記2のとおり

免許番号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
		小割式養殖業をく)			点 ア Aから213度90メートルの点 イ Aから213度250メートルの点 ウ Bから190度330メートルの点 エ Bから190度170メートルの点		
宇特区第32号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業をく) まぐろ小割式養殖業をく)	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町宮野浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町宮野浦旧藤堂石灰前棧橋より護岸沿い北へ30メートルの標識 B 西予市明浜町宮野浦旧藤堂石灰前棧橋より護岸沿い南へ50メートルの標識 点 ア Aから89度50メートルの点 イ Aから89度240メートルの点 ウ Bから117度210メートルの点 エ Bから117度20メートルの点	西予市明浜町	別記2のとおり
宇特区第33号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業をく) まぐろ小割式養殖業をく)	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町宮野浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町宮野浦1224番地(旧造船所)護岸角標識 B Aから護岸沿い南西へ225メートルの標識 点 ア Aから130度50メートルの点 イ Aから130度190メートルの点 ウ Bから146度170メートルの点 エ Bから146度30メートルの点	西予市明浜町	別記2のとおり
宇特区第34号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西予市明浜町高山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町高山小僧都棧橋付根 B Aから南へ60メートルの標識 点 ア Aから275度30メートルの点 イ Aから275度150メートルの点 ウ Bから275度145メートルの点 エ Bから275度25メートルの点	西予市明浜町	別記1及び2のとおり
宇特区第35号	第1種画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌6月30日まで	西予市明浜町高山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町高山小僧都棧橋付根から南へ60メートルの標識 B Aから南へ60メートルの標識 点 ア Aから275度25メートルの点 イ Aから275度145メートルの点 ウ Bから275度150メートルの点 エ Bから275度30メートルの点	西予市明浜町	別記1及び2のとおり
宇特区第36号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西予市明浜町高山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜窓いそ東側立岩標識 B 西予市明浜町狩浜ナガレ西側立岩標識 点 ア Aから175度30メートルの点 イ Aから175度160メートルの点 ウ Bから187度180メートルの点 エ Bから187度50メートルの点	西予市明浜町	別記1及び2のとおり
宇特区第37号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業をく) まぐろ小割式養殖業をく)	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜すの崎防波堤北側付根から北へ50メートルの標識 B 西予市明浜町狩浜3の1469(明浜漁業協同組合所有地)東角から護岸沿い東へ50メートルの標識 C 西予市明浜町すの崎防波堤北側付根から東へ150メートルの標識 D 西予市明浜町狩浜本浦川河口南角 点 ア Aから西予市明浜町狩浜うどの鼻西角見通し線とCから西予市明浜町狩浜不動崎東角見通し線との交点 イ Cから西予市明浜町狩浜不動崎東角見通し線とDから西予市明浜町狩浜島の元南端見通し線との交点	西予市明浜町	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ Bから西予市明浜町狩浜門の脇集会所西端見通し線とDから西予市明浜町狩浜島の元南端見通し線との交点		
宇特区第38号	第1種画漁業	魚類小養殖(くまぐろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町渡江地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町渡江だけの鼻東南角 B 西予市明浜町渡江うどの鼻北西角 点 ア Aから46度30メートルの点 イ Aから46度190メートルの点 ウ Bから53度230メートルの点 エ Bから53度70メートルの点	西予市明浜町	別記2のとおり
宇特区第39号	第1種画漁業	魚類小養殖(くまぐろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町渡江地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町渡江間口北側臨海道路終点から北へ60メートルの標識 B 西予市明浜町渡江うどの鼻北西角 点 ア Aから24度30メートルの点 イ Aから24度205メートルの点 ウ Bから53度245メートルの点 エ Bから53度70メートルの点	西予市明浜町	別記2のとおり
宇特区第40号	第1種画漁業	魚類小養殖(くまぐろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦2367番地3 製造場南角から護岸沿い南へ20メートルの標識 B 宇和島市吉田町白浦2363番地大濠の鼻北西端 点 ア Aから宇和島市吉田町深浦2-534-1 深浦防波堤西側付根見通し50メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町深浦2-534-1 深浦防波堤西側付根見通し118メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町法花津児島見通し100メートルの点 エ Bから宇和島市吉田町法花津児島見通し50メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特区第41号	第1種画漁業	魚類小養殖(くまぐろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙779ちょうしが浮東側石段の標識 B 宇和島市吉田町奥浦大良大良防波堤南側付根から北東へ110メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し120メートルの点 イ Aから宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し250メートルの点 ウ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し245メートルの点 エ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し115メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特区第42号	第1種画漁業	魚類小養殖(くまぐろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙688-2 製造場前の標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙646-2 畑南角から南へ15メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し220メートルの点 イ Aから宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し350メートルの点 ウ Bから宇和島市宇土の崎見通し380メートルの点 エ Bから宇和島市宇土の崎見通し250メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特区第43号	第1種画漁業	くろまぐろ式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙517パラベット西角から護岸沿い西へ150メートルの標識	宇和島市吉田町	1 別記2のとおり 2 当該

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					B 宇和島市吉田町奥浦乙517パラベット東角から護岸沿い東へ120メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島鯖網代見通し130メートルの点 イ Aから宇和島市九島鯖網代見通し305メートルの点 ウ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し150メートルの点 エ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し100メートルの点		漁業権に係る漁場区域において設置する養殖用の施設は、その規模をなすに当たっては、水面積が1平方メートルを超えない範囲内で、養殖の形状、規格又は数値を差支えない。形状、規格、径、メートル、数、台、 3 当該漁業権に係る漁場区域に業種別の天然の尾数は、1尾を超えない。お、送るは除く。
宇特区第44号	第1種漁業	魚類小割式養殖（くろ割式養殖を除く）	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙517パラベット西角から護岸沿い西へ150メートルの標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙517パラベット東角から護岸沿い東へ120メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島鯖網代見通し440メートルの点 イ Aから宇和島市九島鯖網代見通し610メートルの点 ウ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し470メートルの点 エ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し300メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり

免許番号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区 第45号	第1種 区画漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市吉田 町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙480パラペット東側の標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙517パラペット東角から護岸沿い東へ120メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島坪浦鼻見通し290メートルの点 イ Aから宇和島市九島坪浦鼻見通し480メートルの点 ウ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し470メートルの点 エ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し280メートルの点	宇和島市 吉田町	別記2の とおり
宇特区 第46号	第1種 区画漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市吉田 町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙407-3石垣深浦西入口 B 宇和島市吉田町奥浦乙379-1楠が浦埋立地南東端(わらびながし) 点 ア Aから宇和島市吉田町奥浦甲211-4地先中浦船揚場見通し70メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町奥浦甲211-4地先中浦船揚場見通し235メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町奥浦甲2806ブロック建本家中央見通し250メートルの点 エ Bから宇和島市吉田町奥浦甲2806ブロック建本家中央見通し70メートルの点	宇和島市 吉田町	別記2の とおり
宇特区 第47号	第1種 区画漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市吉田 町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦甲3466-1網干場の標識 B 宇和島市吉田町奥浦甲4352船間防波堤南側付根 点 ア Aから宇和島市引出鼻灯台見通し340メートルの点 イ Aから宇和島市引出鼻灯台見通し750メートルの点 ウ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し740メートルの点 エ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し340メートルの点	宇和島市 吉田町	別記2の とおり
宇特区 第48号	第1種 区画漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市吉田 町南君地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君75-1地先ズベリ西角の標識 B 宇和島市吉田町南君188-4旧選果場前パラペットの標識 点 ア Aから宇和島市吉田町南君野島山3094中央見通し220メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町南君野島山3094中央見通し390メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦権現山山頂見通し320メートルの点 エ Bから宇和島市三浦権現山山頂見通し150メートルの点	宇和島市 吉田町	別記2の とおり
宇特区 第49号	第1種 区画漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市吉田 町南君地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君馬の磔1329-4ツボイの標識 B 宇和島市吉田町南君馬の磔1349-2のパラペット南側突端 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し430メートルの点 イ Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し630メートルの点 ウ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し450メ	宇和島市 吉田町	別記2の とおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					<p>ートルの点 エ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し250メートルの点</p>		
宇特区第50号	第1種画漁業	魚類小養殖業(くろろ式割殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町南君地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君馬の碇1399-1 稔肌の標識 B 宇和島市吉田町南君馬の碇1453-1 焼却場パラベットから護岸沿い西へ20メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島藤ヶ尻見通し190メートルの点 イ Aから宇和島市九島藤ヶ尻見通し390メートルの点 ウ Bから宇和島市九島宇土ノ崎見通し350メートルの点 エ Bから宇和島市九島宇土ノ崎見通し150メートルの点</p>	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特区第51号	第1種画漁業	魚類小養殖業(くろろ式割殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町南君地先	<p>Cア、アイ、イウ及びウDの4直線とDC間の最大低潮時海岸線から60メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君馬の碇1454竜王鼻南東端 B 宇和島市吉田町南君牛川2903-3 渡川橋西端角 C 宇和島市吉田町南君牛川3112-58造船所西角の標識 D 宇和島市吉田町南君牛川3109-2 地先金蔵岩から西へ35メートルの標識 点 ア AからC見通し線とBから宇和島市只波鼻西端見通し線との交点 イ Bから宇和島市只波鼻西端見通し760メートルの点 ウ Dから宇和島市赤松久保ヶ尻むしくい鼻見通し250メートルの点</p>	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特区第52号	第1種画漁業	魚類小養殖業(くろろ式割殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町浅川地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君と同町浅川との最大高潮時海岸線における境界点 B 宇和島市吉田町浅川101浅川防波堤中央旧浅川防波堤突端部分 点 ア Aから宇和島市赤松久保ヶ尻むしくい鼻より東へ75メートルの点見通し90メートルの点 イ Aから宇和島市赤松久保ヶ尻むしくい鼻より東へ75メートルの点見通し240メートルの点 ウ Bから宇和島市大浦と同市吉田町との最大高潮時海岸線における境界見通し230メートルの点 エ Bから宇和島市大浦と同市吉田町との最大高潮時海岸線における境界見通し80メートルの点</p>	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特区第53号	第1種画漁業	魚類小養殖業(くろろ式割殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町知永地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町知永4-1259地先の標識 B 宇和島市吉田町知永丁1960地先の標識 点 ア Aから宇和島市吉田町南君と同町浅川との最大高潮時海岸線における境界見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町南君と同町浅川との最大高潮時海岸線における境界見通し320メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町浅川836-4 車庫見通し320メートルの点 エ Bから宇和島市吉田町浅川836-4 車庫見通し100メートルの点</p>	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特区第54号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	宇和島市吉田町野島地先	<p>Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間との最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君野島山3094(立岩)から東へ250メートルの標識</p>	宇和島市吉田町	別記1及び2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					B 宇和島市吉田町南君野島山3094東端の標識 C 宇和島市吉田町南君野島山3094南側旧石採場の標識 点 ア Aから宇和島市只波鼻見通し120メートルの点 イ Bから宇和島市堂崎見通し120メートルの点 ウ Cから宇和島市高島西端見通し120メートルの点		
宇特区第55号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく) まぐろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市大浦赤松只波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市大浦赤松只波と同市吉田町知永との最大高潮時海岸線における境界から海岸線沿い西へ100メートルの標識 B 宇和島市大浦赤松只波久保ヶ尻東端から西へ100メートルの標識 C 宇和島市吉田町浅川浅川漁港防波堤付根より西へ100メートルの標識 点 ア AからC見通し260メートルの点 イ Bから345度320メートルの点 ウ Bから345度170メートルの点 エ AからC見通し130メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第56号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく) まぐろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市大浦赤松只波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市大浦赤松只波久保ヶ尻東端から西へ100メートルの標識 点 ア Aから328度30分335メートルの点 イ Aから300度375メートルの点 ウ Aから273度30分280メートルの点 エ Aから311度175メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第57号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく) まぐろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市大浦赤松地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びイクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市大浦甲2341番地3東角 B 宇和島市赤松赤松漁港防波堤南突端 点 ア Aから宇和島市蛤願成寺中央見通し45メートルの点 イ Aから宇和島市蛤願成寺中央見通し140メートルの点 ウ Bから宇和島市蛤ナガサコ突端見通し130メートルの点 エ Bから宇和島市蛤ナガサコ突端見通し34メートルの点 オ アとエを結んだ線上のアから130メートルの点 カ イとウを結んだ線上のイから130メートルの点 キ イとウを結んだ線上のイから240メートルの点 ク アとエを結んだ線上のアから230メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第58号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく) まぐろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市坂下津、白浜地先	アイ、イウ、ウエ、エB、Dオ、オカ及びカアの7直線とB D間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市白浜184番地新田北角の標識 B 宇和島市白浦黒鼻西端 C 宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田東角 D 宇和島市坂下津甲18番地3地先前棧橋付根 E 宇和島市坂下津愛媛県水産研究センター魚類検査室前護岸標識 F 宇和島市坂下津戎山水底線陸揚室 点 ア Eから297度30分460メートルの点 イ Fから宇和島市石応漁港東防波堤突端見通し470メートルの点 ウ Aから宇和島市百之浦漁港西防波堤突端見通し線とFから宇和島市石応漁港東防波堤突端見通し線との交点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり

免許番号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					エ Aから宇和島市百之浦漁港西防波堤突端見通し50メートルの点 オ Dから宇和島市大浦甲2179番地19の西角見通し線とCからE見通し線との交点 カ EからC見通し350メートルの点		
宇特区第59号	第1種画漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市白浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市白浜漁港防波堤付根 B 宇和島市白浜漁港防波堤突端 C 宇和島市坂下津戎山水底線陸揚室 点 ア Bから宇和島市百之浦西防波堤突端見通し線とCから宇和島市石応漁港東防波堤突端見通し線との交点 イ Aから宇和島市本九島東防波堤突端見通し線とCから宇和島市石応漁港東防波堤突端見通し線との交点 ウ Aから宇和島市本九島東防波堤突端見通し160メートルの点 エ Bから6度30分160メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第60号	第1種画漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市石応地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応1729番地前護岸北西角標識 B 宇和島市石応1729番地前護岸北東角標識 C 宇和島市石応23番地1前護岸西端の標識 D 宇和島市石応557番地2前護岸西角から護岸沿い東へ19メートルの標識 点 ア Aから宇和島市本九島1885番地西角見通し30メートルの点 イ Aから宇和島市本九島1885番地西角見通し200メートルの点 ウ Dから宇和島市本九島本光寺東端見通し200メートルの点 エ Dから宇和島市本九島本光寺東端見通し110メートルの点 オ Cから宇和島市本九島1876番地1前護岸標識見通し70メートルの点 カ Cから宇和島市本九島1876番地1前護岸標識見通し30メートルの点 キ Bから60度50メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第61号	第1種画漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市石応地先	A D、Dア及びアBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応バクダ鼻北西端 B 宇和島市石応1633番1新田前護岸西角 C 宇和島市石応堂崎鼻北端 D 宇和島市石応鍋島東端 点 ア Bから宇和島市九島小高島中央標識見通し線とCからD見通し線との交点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第62号	第1種画漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池1679番地2新田前護岸西端 点 ア Aから289度77メートルの点 イ Aから289度132メートルの点 ウ Aから239度210メートルの点 エ Aから225度180メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第63号	第1種画漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線で囲まれた区域とケコ、コサ、サシ及びシケの4直線で囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市小池琵琶ヶ島ドベラギ鼻西端 B 宇和島市小池鳥首島北端 点 ア Aから264度590メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					イ Bから351度570メートルの点 ウ Bから90度375メートルの点 エ Aから191度645メートルの点 オ アとエを結んだ線上のアから210メートルの点 カ イとウを結んだ線上のイから210メートルの点 キ イとウを結んだ線上のイから260メートルの点 ク アとエを結んだ線上のアから260メートルの点 ケ アとエを結んだ線上のアから470メートルの点 コ イとウを結んだ線上のイから470メートルの点 サ イとウを結んだ線上のイから520メートルの点 シ アとエを結んだ線上のアから520メートルの点		
宇特区第64号	第1種漁業	魚類小割式養殖(くろまぐろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市九島裏地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線で囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市九島藤ヶ尻崎鼻標識から海岸沿い西へ30メートルの標識 B 宇和島市九島サワジロ標識 点 ア Aから宇和島市吉田町小島灯台見通し800メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町小島灯台見通し150メートルの点 ウ Bから300度140メートルの点 エ Bから300度790メートルの点 オ Aから宇和島市吉田町小島灯台見通し600メートルの点 カ Aから宇和島市吉田町小島灯台見通し380メートルの点 キ Bから300度370メートルの点 ク Bから300度590メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第65号	第1種漁業	魚類小割式養殖(くろまぐろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市九島裏地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線で囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市九島宇土ヶ鼻標識 B 宇和島市九島藤ヶ尻崎鼻標識 点 ア Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し750メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し100メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町小島灯台見通し150メートルの点 エ Bから宇和島市吉田町小島灯台見通し800メートルの点 オ Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し550メートルの点 カ Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し330メートルの点 キ Bから宇和島市吉田町小島灯台見通し380メートルの点 ク Bから宇和島市吉田町小島灯台見通し600メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第66号	第1種漁業	魚類小割式養殖(くろまぐろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市九島荒網代地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島宇土ヶ鼻北端 B 宇和島市九島坪浦鼻北端 点 ア Aから宇和島市大浦赤松只波鼻マイル標識見通し30メートルの点 イ Aから宇和島市大浦赤松只波鼻マイル標識見通し120メートルの点 ウ Aから89度30分550メートルの点 エ Bから35度45メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					オ Bから247度30分160メートルの点		
宇特区第67号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くぐろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市蛤和田地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、クオ、オカ、カキ及びキクの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市蛤704番地1(長さこ)地先護岸標識 点 ア Aから332度220メートルの点 イ Aから358度285メートルの点 ウ Aから99度315メートルの点 エ Aから123度260メートルの点 オ イとウを結んだ線上のイから200メートルの点 カ イとウを結んだ線上のイから260メートルの点 キ アとエを結んだ線上のアから260メートルの点 ク アとエを結んだ線上のアから200メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第68号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くぐろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市蛤和田地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、クオ、オカ、カキ及びキクの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市蛤661番地2前護岸の標識 B 宇和島市蛤77番地2前護岸南角の標識 点 ア Aから8度105メートルの点 イ Aから36度210メートルの点 ウ Bから49度210メートルの点 エ Bから31度90メートルの点 オ イとウを結んだ線上のイから200メートルの点 カ イとウを結んだ線上のイから260メートルの点 キ アとエを結んだ線上のアから260メートルの点 ク アとエを結んだ線上のアから200メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第69号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くぐろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市蛤地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蛤九島漁港(蛤)中浮防波堤南側付根 B 宇和島市蛤新3番地4新田東角標識 点 ア Bから宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田前護岸東角見通し100メートルの点 イ Bから宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田前護岸東角見通し180メートルの点 ウ Aから187度30分240メートルの点 エ Aから198度180メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第70号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くぐろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市百之浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線で囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市蛤新3番地4新田西角標識 B 宇和島市百之浦九島漁港(百之浦)防波堤北側付根 点 ア Aから宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田前護岸東角見通し80メートルの点 イ Aから宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田前護岸東角見通し180メートルの点 ウ Bから宇和島市白浦黒鼻見通し200メートルの点 エ Bから宇和島市白浦黒鼻見通し100メートルの点 オ Aから185度200メートルの点 カ Aから196度30分230メートルの点 キ Aから220度170メートルの点 ク Aから209度130メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第71号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くぐろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市本九島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線で囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市百之浦九島漁港(百之浦)防波堤南側付根 B 宇和島市本九島1861番地前護岸標識	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					点 ア Aから宇和島市白浜140番地見通し80メートルの点 イ Aから宇和島市白浜140番地見通し180メートルの点 ウ Bから宇和島市白浜557番地3地先前防波堤(小島防波堤)突端見通し200メートルの点 エ Bから宇和島市白浜557番地3地先前防波堤(小島防波堤)突端見通し100メートルの点 オ Aから196度235メートルの点 カ Aから204度275メートルの点 キ Aから223度215メートルの点 ク Aから217度165メートルの点		
宇特区第72号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くろろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市本九島地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市本九島1876番地1前護岸標識 B 宇和島市本九島1885番地前護岸標識 C 宇和島市本九島箱崎物揚場西角 点 ア Aから宇和島市石応滝鼻鉄塔見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市石応1153番地4見通し60メートルの点 ウ Cから宇和島市石応漁港東防波堤西側突端見通し100メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第73号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くろろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市本九島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島小真坂鼻西端 B 宇和島市九島亀田突端 点 ア Aから宇和島市小高島念仏岩見通し80メートルの点 イ Aから宇和島市小高島念仏岩見通し230メートルの点 ウ Bから宇和島市小高島東端見通し130メートルの点 エ Bから宇和島市小高島東端見通し50メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第74号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くろろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市小高島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小高島北端より海岸沿い東へ10メートルの標識 点 ア Aから宇和島市小真坂鼻見通し40メートルの点 イ Aから宇和島市小真坂鼻見通し150メートルの点 ウ Aから62度160メートルの点 エ Aから86度110メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第75号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くろろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市小高島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小高島念仏岩南端 B 宇和島市小高島丸山南端 C 宇和島市小高島竜王島南端 D 宇和島市本九島箱崎西端海岸沿い北へ50メートルの標識 点 ア Aから宇和島市石応鍋島北端見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市石応鍋島北東端見通し70メートルの点 ウ Cから宇和島市石応漁港東防波堤付根見通し110メートルの点 エ CからD見通し50メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第76号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	宇和島市平浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池鳥首島引出鼻	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及	別記1及び2のとおり

免許番号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					B 宇和島市平浦はかり岩 点 ア Aから263度30分200メートルの点 イ Bから宇和島市遊子ニワトリ小島見通し110メートルの点	び旧宇和海村地区を除く)	
宇特区第77号	第1種画漁業	こんぶ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	宇和島市蛤地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蛤九島漁港(蛤)中浮防波堤南側付根 点 ア Aから198度180メートルの点 イ Aから187度30分240メートルの点 ウ Aから179度215メートルの点 エ Aから187度30分155メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記1及び2のとおり
宇特区第78号	第1種画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市坂下津地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市坂下津丙132番地の2新田前護岸南西角標識 B 宇和島市坂下津甲254番地の6前護岸東角より護岸沿い西へ60メートルの標識 C 宇和島市坂下津甲64番地前護岸北角 点 ア AからC見通し60メートルの点 イ Bから210度30分40メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第79号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦大内、安米地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦西新10番地前護岸標識 B 宇和島市三浦西440番地東端の標識 点 ア AからB見通し210メートルの点 イ Bから宇和島市三浦名切崎見通し225メートルの点	宇和島市三浦	別記2のとおり
宇特区第80号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くろろま小割式を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波4790番地島津竜王防波堤先端の岩場に設置された金属鉾 点 ア Aから86度10分42秒456メートルの点 イ Aから321度33分44秒886メートルの点 ウ Aから333度04分58秒966メートルの点 エ Aから71度05分03秒610メートルの点	宇和島市下波	別記2のとおり
宇特区第81号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鉾 点 ア Aから89度40分22秒248メートルの点 イ Aから329度58分42秒471メートルの点 ウ Aから350度30分14秒544メートルの点 エ Aから340度04分53秒718メートルの点 オ Aから11度02分41秒1,130メートルの点 カ Aから29度18分47秒990メートルの点 キ Aから31度19分35秒1,125メートルの点 ク Aから48度10分08秒1,145メートルの点	宇和島市下波	別記2のとおり
宇特区第82号	第1種画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鉾 点 ア Aから100度57分47秒331メートルの点 イ Aから89度40分22秒248メートルの点 ウ Aから65度39分18秒411メートルの点 エ Aから76度53分15秒464メートルの点	宇和島市下波	別記2のとおり
宇特区第83号	第1種画漁業	真珠貝下との垂式さりの養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鉾 点 ア Aから329度58分42秒471メートルの点 イ Aから324度03分43秒662メートルの点 ウ Aから340度04分53秒718メートルの点	宇和島市下波	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					エ Aから350度30分14秒554メートルの点		
宇特区第84号	第1種漁業	魚類小割式養殖(くぐろ式養殖除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波蜂の巣鼻地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鉄 点 ア Aから314度00分44秒1,169メートルの点 イ Aから309度43分45秒1,835メートルの点 ウ Aから331度43分31秒2,089メートルの点 エ Aから344度11分04秒1,537メートルの点	宇和島市下波及び蔭淵地区	別記2のとおり
宇特区第85号	第1種漁業	ひおぎ式養殖	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子雨宿島東端 点 ア Aから129度180メートルの点 イ Aから105度250メートルの点 ウ Aから132度520メートルの点 エ Aから145度490メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第86号	第1種漁業	わかめ養殖	9月1日から翌4月30日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子雨宿島東端 点 ア Aから123度375メートルの点 イ Aから110度450メートルの点 ウ Aから121度570メートルの点 エ Aから132度520メートルの点	宇和島市遊子	別記1及び2のとおり
宇特区第87号	第1種漁業	魚類小割式養殖(くぐろ式養殖除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子魚泊鼻北東端 B 宇和島市遊子番匠鼻東南端 点 ア Aから120度135メートルの点 イ Aから91度630メートルの点 ウ Aから91度1,080メートルの点 エ Bから83度1,265メートルの点 オ Bから83度615メートルの点 カ Bから69度200メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第88号	第1種漁業	魚類小割式養殖(くぐろ式養殖除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子水ヶ浦防波堤北側突端 B 宇和島市遊子魚泊鼻北東端 点 ア Aから79度240メートルの点 イ Aから84度335メートルの点 ウ Bから11度210メートルの点 エ Bから343度230メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第89号	第1種漁業	魚類小割式養殖(くぐろ式養殖除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子水ヶ浦鼻北東端 B 宇和島市遊子魚泊鼻北東端 点 ア Aから138度175メートルの点 イ Aから120度275メートルの点 ウ Aから99度250メートルの点 エ Aから97度400メートルの点 オ Aから123度1,030メートルの点 カ Bから87度1,000メートルの点 キ Bから66度225メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第90号	第1種漁業	魚類小割式養殖(くぐろ式養殖除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島西端 B 宇和島市遊子高島小網代鼻南端 C 宇和島市遊子高島家の前鼻南端 点 ア Aから110度135メートルの点 イ Bから181度100メートルの点 ウ Cから248度120メートルの点 エ Cから190度360メートルの点 オ Aから138度400メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第91号	第1種漁業	魚類小割式養殖(くろろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島家の前鼻南端 B 宇和島市遊子高島家鼻東端 点 ア Aから225度100メートルの点 イ Bから200度210メートルの点 ウ Bから91度125メートルの点 エ Bから123度400メートルの点 オ Bから152度410メートルの点 カ Bから183度490メートルの点 キ Aから183度370メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第92号	第1種漁業	魚類小割式養殖(くろろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	Bア、アウ、ウイ及びイCの4直線とBC間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子押前鼻消波堤西側突端 B 宇和島市遊子美地島地島の標識 C 宇和島市遊子美地島消波堤東側突端 D 宇和島市遊子平濤鼻北西端 点 ア AからB見通し線50メートルの点 イ Cから宇和島市遊子越ヶ鼻見通し線とDから47度の線との交点 ウ Dから327度60メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第93号	第1種漁業	魚類小割式養殖(くろろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ及びウアの3直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子美地島消波堤東側突端 B 宇和島市遊子越ヶ鼻北西端 点 ア Aから106度220メートルの点 イ Bから12度580メートルの点 ウ Bから330度330メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第94号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵2593番地西角防波堤付根より南西へ60メートルの標識 点 ア Aから160度15メートルの点 イ Aから160度145メートルの点 ウ Aから93度340メートルの点 エ Aから71度320メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第95号	第1種漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第81号及び宇区第82号の区域を除く。 基点 A 宇和島市蔭淵2044番地弁財天鼻突端 B 宇和島市蔭淵1407番地前護岸突端 点 ア Aから宇和島市蔭淵1001-1番地男崎鼻見通し180メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵378番地崩の浦鼻見通し150メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第96号	第1種漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵979番地作業場西角前護岸の標識 B 宇和島市蔭淵981番地西鼻突端 点 ア Aから宇和島市蔭淵515-7番地天神鼻埋立護岸西角から東へ32メートルの標識見通し30メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵515-7番地天神鼻埋立護岸東角見通し30メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第97号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵378番地崩の浦鼻突端 B 宇和島市蔭淵295番地刈又護岸北東端 点 ア Aから宇和島市下波竜王鼻見通し200メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					イ Bから125度150メートルの点		
宇特区第98号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ、イC及びD Eの4直線とAD及びE C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵295番地刈又護岸北東端 B 宇和島市蔭淵189番地石原鼻標識 C Bから海岸線沿い東へ550メートルの標識 D 宇和島市蔭淵275番地千碇の標識 E 宇和島市蔭淵215番地小池東鼻の碇頂点 点 ア Bから宇和島市蔭淵2091番地先落の鼻灯台見通し150メートルの点 イ Cから宇和島市蔭淵裸島中碇見通し250メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第99号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業(くぐろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵3787番地契島中鼻の碇標識 点 ア Aから8度140メートルの点 イ Aから8度80メートルの点 ウ Aから62度200メートルの点 エ Aから56度220メートルの点 オ Aから62度300メートルの点 カ Aから59度320メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第100号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業(くぐろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵沖鶴留止島東端 点 ア Aから13度540メートルの点 イ Aから13度1,140メートルの点 ウ Aから6度1,140メートルの点 エ Aから358度540メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第101号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業(くぐろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵452番地細木運河護岸の西端から海岸線沿い東へ410メートルの標識 B 宇和島市蔭淵378番地崩の浦鼻突端 点 ア Aから170度180メートルの点 イ Aから170度300メートルの点 ウ Bから167度300メートルの点 エ Bから167度180メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第102号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業(くぐろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市嘉島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市嘉島ぎおん鼻先端 B 宇和島市嘉島丸碇丘の標識 点 ア Aから宇和島市戸島中の島西端見通し80メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵赤崎見通し80メートルの点	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇特区第103号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業(くぐろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市嘉島地先	アイ、イエ、エウ及びウアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市嘉島中の島八の間西端 B 宇和島市嘉島中の島八の間鉄塔 点 ア Aから宇和島市嘉島丸ばい見通し170メートルの点 イ Aから宇和島市嘉島丸ばい見通し90メートルの点 ウ Bから西予市明浜町田之浜大崎鼻見通し120メートルの点 エ Bから西予市明浜町田之浜大崎鼻見通し50メートルの点	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇特区第104号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業(くぐろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市嘉島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市嘉島中の島東南端標識	宇和島市戸島	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
		養殖業除く			B 宇和島市嘉島中瀬標識 点 ア Aから200度50メートルの点 イ Aから200度570メートルの点 ウ Bから200度450メートルの点 エ Bから200度40メートルの点 オ Aから200度320メートルの点 カ Bから200度200メートルの点 キ Bから200度300メートルの点 ク Aから200度420メートルの点		
宇特区第105号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くろま割式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市戸島郡丸石の標識 点 ア Aから300度120メートルの点 イ Aから300度320メートルの点 ウ Bから300度320メートルの点 エ Bから300度120メートルの点	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇特区第106号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くろま割式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島貝崎1号標識 B 宇和島市戸島貝崎2号標識 点 ア Aから宇和島市戸島平根岩見通し80メートルの点 イ Aから宇和島市戸島平根岩見通し280メートルの点 ウ Bから宇和島市戸島十郎護岸北端見通し260メートルの点 エ Bから宇和島市戸島十郎護岸北端見通し60メートルの点	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇特区第107号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くろま割式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線、ケコ、コサ、サシ及びシケの4直線及びスセ、セソ、ソタ及びタスの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識 B 宇和島市戸島大内浦の標識 点 ア Aから145度300メートルの点 イ Aから145度500メートルの点 ウ Bから145度650メートルの点 エ Bから145度450メートルの点 オ アエ間のアから150メートルの点 カ イウ間のイから150メートルの点 キ イウ間のイから250メートルの点 ク アエ間のアから250メートルの点 ケ アエ間のアから350メートルの点 コ イウ間のイから350メートルの点 サ イウ間のイから550メートルの点 シ アエ間のアから550メートルの点 ス アエ間のアから750メートルの点 セ イウ間のイから750メートルの点 ソ イウ間のイから800メートルの点 タ アエ間のアから800メートルの点	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇特区第108号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くろま割式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線及びケコ、コサ、サシ及びシケの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識 B 宇和島市戸島丸山の標識 点 ア Aから145度650メートルの点 イ Aから145度800メートルの点 ウ Bから145度850メートルの点 エ Bから145度700メートルの点 オ アエ間のアから150メートルの点	宇和島市戸島	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					カ イウ間のイから150メートルの点 キ イウ間のイから300メートルの点 ク アエ間のアから300メートルの点 ケ アエ間のアから450メートルの点 コ イウ間のイから450メートルの点 サ イウ間のイから600メートルの点 シ アエ間のアから600メートルの点		
宇特区 第109号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖(くろ まぐろ 式養殖 をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島美砂子浜の1号標識 B 宇和島市戸島立碇の標識 点 ア Aから41度220メートルの点 イ Aから41度550メートルの点 ウ Bから41度550メートルの点 エ Bから41度200メートルの点 オ Aから41度350メートルの点 カ Aから41度400メートルの点 キ Bから41度400メートルの点 ク Bから41度350メートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第110号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖(くろ まぐろ 式養殖 をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域。ただし、カキ、キク、クケ及びケカの4直線及びコサ、サシ、シイ及びイコの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島遠戸島横碇の標識 B 宇和島市戸島遠戸島竹の浦標識 点 ア Aから27度250メートルの点 イ Aから27度600メートルの点 ウ イから69度の線とエから270度の線との交点 エ Bから27度880メートルの点 オ Bから27度330メートルの点 カ アオ間のアから400メートルの点 キ エウ間のエから300メートルの点 ク エウ間のエから400メートルの点 ケ アオ間のアから300メートルの点 コ Aから27度500メートルの点 サ Bから27度580メートルの点 シ Bから27度680メートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第111号	第1種 区画漁業	くろま ぐろ小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識 B 宇和島市戸島大内浦の標識 点 ア Aから205度750メートルの点 イ Aから182度1,115メートルの点 ウ Bから149度1,110メートルの点 エ Bから151度959メートルの点	宇和島市 戸島	1 別記 2のと おり 2 当該 漁業権 に係る の漁場 区域に おいて 設置す る養殖 の供用 する設 施は、 以下の 規模を 超えて はな ない。た だし、 生け簀 の総面 積が2, 724平 方メー トルを 超えな い範囲 内で、 生け簀

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
							形規はをすとしな形円規直メートル台3 の状、又格又数変更は支え。状形格径34 台
宇特区 第112号	第1種漁業	くろまぐ割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市嘉島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識 点 ア Aから81度430メートルの点 イ Aから125度740メートルの点 ウ Aから163度600メートルの点 エ Aから181度90メートルの点	宇和島市 戸島	1 別記と 2 おり 2 当該漁業に係る漁場区域において設置する養殖用の施設は、規超はなた、實面積が5、平方メートルをな内生で、實形規はをすとしな形円規直メートル台6 の状、又格又数変更は支え。状形格径34 台
宇特区 第113号	第1種漁業	くろまぐ割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市嘉島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市戸島郡北の標識 点 ア Aから10度410メートルの点 イ Aから8度790メートルの点 ウ Bから300度355メートルの点 エ Bから239度395メートルの点	宇和島市 戸島	1 別記と 2 おり 2 当該漁業に係る漁場区域において設置する養殖用の施設は、規超はなた、實面積が5、平方メートルをな内生で、實形規はをすとしな形円規直メートル台6 の状、又格又数変更は支え。状形格径34 台

免許番号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
							の総面積が9,080平方メートルを超え、内生の状態、規格又は数値を更とする形円規直径34メートル、数値10
宇特区第114号	第1種漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市嘉島中の島東南端消波堤 点 ア Aから332度210メートルの点 イ Bから105度490メートルの点 ウ Bから106度709メートルの点 エ Aから40度163メートルの点	宇和島市戸島	1 別記とのとおり 2 当該漁業に係る漁区に設置する養殖用の施設は、規模を越えなない。ただし、養殖の総面積が3,770平方メートルを超え、内生の状態、規格又は数値を更とする形円規直径34メートル、数値10
宇特区第115号	第1種漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市嘉島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市嘉島中の島東南端消波堤 点 ア Aから308度260メートルの点 イ Aから290度699メートルの点 ウ Bから198度338メートルの点 エ Bから139度532メートルの点	宇和島市戸島	1 別記とのとおり 2 当該漁業に係る漁区に設置する養殖用の施設は、規模を越えなない。ただし、養殖の総面積が3,770平方メートルを超え、内生の状態、規格又は数値を更とする形円規直径34メートル、数値10

免許番号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
							径40メートル、 台数：3 台
宇特区 第116号	第1種 区画漁業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	Aア及びA Bの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島ハゲノ鼻南端 B 宇和島市戸島赤崎岩 点 ア Bから宇和島市蔭淵黒島東端見通し230メートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第117号	第1種 区画漁業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	Aア及びA Bの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島丸山東端の標識 B 宇和島市戸島2218番地（うわうみ漁業協同組合戸島支所事務所）北角標識 点 ア Aから145度150メートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第118号	第1種 区画漁業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島落網代の標識 B 宇和島市日振島メキガ浦大岩中央点 点 ア Aから宇和島市日振島島頭突端見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市日振島681の2南側角標識見通し130メートルの点	宇和島市 日振島	別記2の とおり
宇特区 第119号	第1種 区画漁業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	Aア、アイ、イB及びB Aの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島島頭大岩の標識 B 宇和島市日振島一ツ濬中央の標識 点 ア Aから宇和島市日振島才蔵鼻見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市日振島ウドの口見通し200メートルの点	宇和島市 日振島	別記2の とおり
宇特区 第120号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖（くろ まぐろ 小割式 養殖除 く）	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	Aア、アイ及びイCの3直線とA C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Bから宇和島市日振島丸濬見通し線より東側15メートル及び西側15メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市日振島竹ヶ島オオタニ大岩 B 宇和島市日振島竹ヶ島サザエ濬頂点 C 宇和島市日振島竹ヶ島南端 点 ア Aから宇和島市日振島丸濬北端見通し100メートルの点 イ Cから宇和島市日振島島頭見通し100メートルの点	宇和島市 日振島	別記2の とおり
宇特区 第121号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖（くろ まぐろ 小割式 養殖除 く）	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島丸濬の標識 点 ア Aから137度110メートルの点 イ Aから14度260メートルの点 ウ Aから36度312メートルの点 エ Aから111度15分210メートルの点	宇和島市 日振島	別記2の とおり
宇特区 第122号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖（くろ まぐろ 小割式 養殖除 く）	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島明海1942番地南角の標識 B 宇和島市日振島明海新田鼻標識 点 ア Aから113度20メートルの点 イ Aから113度170メートルの点 ウ Bから宇和島市日振島横島高鼻見通し170メートルの点 エ Bから宇和島市日振島横島高鼻見通し20メートルの点	宇和島市 日振島	別記2の とおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第123号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Bから84度の線の北側航路幅60メートルとAからピアノ奥見通し線の東側航路幅50メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市日振島明海新田鼻標識 B 宇和島市日振島松ヶ鼻標識 C 宇和島市日振島明海丸壺の標識 点 ア Aから宇和島市日振島赤碇鼻見通し150メートルの点 イ Cから宇和島市日振島赤碇鼻見通し300メートルの点 ウ Cから宇和島市日振島赤碇鼻見通し50メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第124号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島堺橋南端 点 ア Aから114度98メートルの点 イ Aから105度208メートルの点 ウ Aから61度272メートルの点 エ Aから39度194メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第125号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島堺橋南端 点 ア Aから宇和島市日振島コオラ鼻見通し270メートルの点 イ Aから81度30分282メートルの点 ウ Aから86度30分398メートルの点 エ Aから宇和島市日振島コオラ鼻見通し390メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第126号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島喜路松ヶ鼻標識 点 ア Aから140度24分90メートルの点 イ Aから199度310メートルの点 ウ Aから223度30分304メートルの点 エ Aから270度9分50メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第127号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島喜路大浜標識 B 宇和島市日振島喜路小喜路口標識 点 ア Aから宇和島市日振島早磯の瀬灯標見通し50メートルの点 イ Aから宇和島市日振島早磯の瀬灯標見通し194メートルの点 ウ Bから宇和島市日振島早磯の瀬護岸敷東角見通し194メートルの点 エ Bから宇和島市日振島早磯の瀬護岸敷東角見通し50メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第128号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島喜路松ヶ鼻標識 点 ア Aから156度150メートルの点 イ Aから144度344メートルの点 ウ Aから161度36分382メートルの点 エ Aから185度18分220メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第129号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島喜路松ヶ鼻標識 点 ア Aから192度260メートルの点 イ Aから167度30分406メートルの点 ウ Aから180度30分492メートルの点 エ Aから202度15分380メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり

免許番号	許号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区 第130号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養殖 (くろま ぐろ式養 殖を除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線とケコ、コサ、 サシ及びシケの4直線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市日振島3069番地2前護岸の標識 B 宇和島市日振島3309番地(八坂神社)前護岸の 標識 点 ア Aから46度290メートルの点 イ Aから46度590メートルの点 ウ Bから46度36分610メートルの点 エ Bから46度36分310メートルの点 オ Aから46度415メートルの点 カ Aから46度465メートルの点 キ Bから46度36分490メートルの点 ク Bから46度36分440メートルの点 ケ イウ間のイから85メートルの点 コ イウ間のイから120メートルの点 サ アエ間のアから120メートルの点 シ アエ間のアから85メートルの点	宇和島市 日振島	別記2の とおり	
宇特区 第131号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養殖 (くろま ぐろ式養 殖を除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、Bから真方位310度の線の北東側航路幅50メートル の区域を除く。 基点 A 宇和島市日振島喜路防波堤西角の標識 B 宇和島市日振島早磯護岸敷の北端から海岸沿い に北東へ140メートルの標識 点 ア Aから38度30分180メートルの点 イ Aから38度30分410メートルの点 ウ Aから65度36分460メートルの点 エ Aから86度270メートルの点	宇和島市 日振島	別記2の とおり	
宇特区 第132号	第1種 区画漁業	くろま ぐろ小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島コオラ鼻北端 点 ア Aから199度100メートルの点 イ Aから246度30分420メートルの点 ウ Aから288度30分470メートルの点 エ Aから336度240メートルの点	宇和島市 日振島	1 別記 2のと おり 2 当該 漁業権 に係る 漁場の 区域に おいて 設置す る養殖 の用に 供する 施設は、 以下の 規模を 超えて はなら ない。た だし、 生け簀 の総面 積が4、 165平 方メー トルを 超えな い範囲 内で、 生け簀 の形状 、規格 又は数 を台変 更する は支え ない。形 状：長 方形、 規格： 17メー トル× 14メー トル、	

免許番号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又は条件
							台数：1 形状：円形 規格：直径20メートル 台数：8 形状：円形 規格：直径30メートル 台数：2 3 当該漁業に係る漁場において天然の天苗を採取し、おに活は除く。
宇特区第133号	第1種漁業	くろまぐろ小割養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島コオラ鼻北端 点 ア Aから339度30分490メートルの点 イ Aから347度30分930メートルの点 ウ Aから25度30分1,060メートルの点 エ Aから44度705メートルの点	宇和島市日振島	1 別記のとおり 2 当該漁業に係る漁場において設置する養殖用の供する施設は、その規模をた、生け簀の積が17,672平方メートルを超え、内生の状態、規格又は台数をこしな形円規格を台数変更は支えない。形状：円形 規格：直径50メートル 台数：9 3 当該漁業に係る漁場に

免許番号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区 第135号	第1種 区漁業	魚類小養殖(くろ式養殖業除く)まぐろ式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島町北灘福浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦蜂ノ巣鼻突端 点 ア Aから164度300メートルの点 イ Aから153度180メートルの点 ウ Aから220度200メートルの点 エ Aから204度310メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇特区 第136号	第1種 区漁業	真珠貝下との養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島町北灘福浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦中水谷の標識 点 ア Aから270度310メートルの点 イ Aから270度200メートルの点 ウ Aから304度250メートルの点 エ Aから322度180メートルの点 オ Aから342度590メートルの点 カ Aから322度600メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇特区 第137号	第1種 区漁業	魚類小養殖(くろ式養殖業除く)まぐろ式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘北福浦漁港北防波堤付根西側 B 宇和島市津島町北灘北福浦漁港鋼製浮消波堤I堤南東角 C 宇和島市津島町北灘北福浦漁港鋼製浮消波堤I堤北東角 点 ア Aから281度525メートルの点 イ Aから245度285メートルの点 ウ Bから113度995メートルの点 エ Bから113度130メートルの点 オ Cから100度210メートルの点 カ Cから14度50メートルの点 キ Aから289度1,410メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇特区 第138号	第1種 区漁業	魚類小養殖(くろ式養殖業除く)まぐろ式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘北福浦漁港南防波堤南西角 点 ア Aから206度150メートルの点 イ Aから206度520メートルの点 ウ Aから233度600メートルの点 エ Aから315度255メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇特区 第139号	第1種 区漁業	魚類小養殖(くろ式養殖業除く)まぐろ式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘スズレ鼻南端 点 ア Aから280度80メートルの点 イ Aから234度240メートルの点 ウ Aから149度575メートルの点 エ Aから130度530メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇特区 第140号	第1種 区漁業	魚類小養殖(くろ式養殖業除く)まぐろ式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘乙1150番地の1作業舎西角 B 宇和島市津島町北灘掛網代防波堤南側付根 C 宇和島市津島町北灘掛網代船揚場北西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘碇の元護岸東端見通し300メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘碇の元護岸東端見通し250メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町北灘ゾレの谷見通し180メートルの点 エ Cから宇和島市津島町北灘ゾレの谷見通し250メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘碇の元護岸東端見通し400メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり

免許番号	種別	漁業の種類	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第141号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘乙1150番地の1作業舎西角 B 宇和島市津島町北灘掛網代船揚場北西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘碇の元護岸東端見通し470メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘ゾレの谷見通し320メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘ゾレの谷見通し370メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘碇の元護岸東端見通し520メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇特区第142号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘木浦松鼻南東端 B 宇和島市津島町北灘牛の浦鼻南東端 点 ア Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し60メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘真烏護岸西端見通し60メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘真烏護岸西端見通し380メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し430メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し160メートルの点 カ Bから宇和島市津島町北灘真烏護岸西端見通し165メートルの点 キ Bから宇和島市津島町北灘真烏護岸西端見通し270メートルの点 ク Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し260メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇特区第143号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘乙412番地宅地西角 B 宇和島市津島町北灘乙147番地住宅西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水構見通し225メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水構見通し535メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し830メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し380メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水構見通し320メートルの点 カ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水構見通し425メートルの点 キ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し590メートルの点 ク Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し495メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇特区第144号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘乙412番地宅地西角 B 宇和島市津島町北灘乙147番地住宅西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水構見通し590メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水構見通し660メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し945メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し880メートルの点		
宇特区第145号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くろまぐろ割式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘国永防波堤南角付根 B 宇和島市津島町北灘国延東側外ヶ浦鼻から海岸沿い西へ50メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘小日提第11号120の4(北灘漁協南部支所)事務所東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し320メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘小日提第11号120の4(北灘漁協南部支所)事務所東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し795メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し580メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し85メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘小日提第11号120の4(北灘漁協南部支所)事務所東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し520メートルの点 カ Aから宇和島市津島町北灘小日提第11号120の4(北灘漁協南部支所)事務所東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し620メートルの点 キ Bから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し400メートルの点 ク Bから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し300メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇特区第146号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くろまぐろ割式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域及び宇和島市津島町北灘鵜之浜防波堤突端から同町北灘金比羅鼻から海岸沿い北へ200メートルの標識見通し線から西側航路幅100メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘国延東側外ヶ浦鼻の標識 B 宇和島市津島町北灘鵜之浜田ノ谷鼻の標識 C 宇和島市津島町岩松港鵜刺防波堤灯台付け根から北へ海岸沿い90メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻東端見通し90メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻東端見通し580メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町北灘掛網代天満神社見通し395メートルの点 エ Bからア見通し300メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻東端見通し300メートルの点 カ Aから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻東端見通し400メートルの点 キ ウからエ見通し170メートルの点 ク ウからエ見通し270メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇特区第147号	第1種画漁業	真珠貝垂式・さりの養殖	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘大森ドハイの鼻突端 B 宇和島市津島町北灘大瀬鼻突端	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
		業			点 ア Aから宇和島市津島町下灘須下崎灯台見通し300メートルの点 イ Bから193度965メートルの点 ウ Bから135度385メートルの点 エ Bから宇和島市津島町前島島頂見通し60メートルの点		
宇特区第148号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	宇和島市津島町岩松地先	Aア、アイ、イウ、ウC及びDEの5直線とAE及びCD間の最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町玉ヶ月水門 B 宇和島市津島町玉ヶ月タンボ鼻北端 C 宇和島市津島町岩松干拓地護岸西南角 D 宇和島市津島町岩松川右岸堤防標識1号 E 宇和島市津島町巽橋西詰北角 F 宇和島市津島町岩松港防波堤東側突端 点 ア AからC見通し30メートルの点 イ BからF見通し30メートルの点 ウ BからF見通し180メートルの点	宇和島市津島町岩松	別記1及び2のとおり
宇特区第149号	第1種区画漁業	真珠貝下とさりの養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町田之浜地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキCの8直線とAC間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第106号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町田之浜ハガマの鼻南西端 B 宇和島市津島町田之浜ダシビキの鼻西端 C 宇和島市津島町田之浜漁港防波堤西側付根から防波堤沿い西へ100メートルの標識 D 宇和島市津島町田之浜中瀬の標識 E 宇和島市津島町曾根ウダの鼻西端 点 ア Aから宇和島市津島町前島島頂見通し430メートルの点 イ Bから254度見通し630メートルの点 ウ Bから254度見通し810メートルの点 エ Eから宇和島市津島町前島島頂見通し1,280メートルの点 オ Eから宇和島市津島町前島島頂見通し700メートルの点 カ Dから宇和島市津島町裸島西端見通し750メートルの点 キ Dから宇和島市津島町裸島西端見通し150メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第150号	第1種区画漁業	真珠貝下とさりの養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曾根地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町曾根大迫の鼻突端 B 宇和島市津島町曾根平エ門ダケ地先突端 点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島南端見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市津島町竹ヶ島南端見通し490メートルの点 ウ Aから宇和島市津島町田風大明崎見通し480メートルの点 エ Bから宇和島市津島町田風防波堤突端見通し400メートルの点 オ Aから宇和島市津島町田風広瀬越の鼻見通し430メートルの点 カ Aから宇和島市津島町田風広瀬越の鼻見通し250メートルの点 キ Bから宇和島市津島町田風防波堤突端見通し100メートルの点 ク Aから宇和島市津島町田風大明崎見通し100メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第151号	第1種漁業	真珠貝下式の養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町脇地先	<p>Bオ、オカ、カキ、キア、アイ、イウ、ウエ及びエCの8直線とB C間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町脇こいの浦の鼻北西端 B 宇和島市津島町田風中瀬の標識 C 宇和島市津島町田風広瀬コンクリート護岸東端 D 宇和島市津島町田風広瀬の鼻北西端</p> <p>点 ア Aから宇和島市津島町曾根八幡神社見通し20メートルの点 イ Aから宇和島市津島町曾根八幡神社見通し200メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町曾根平エ門ダケ見通し270メートルの点 エ Cから宇和島市津島町裸島西端見通し280メートルの点 オ Bから宇和島市津島町曾根平エ門ダケ見通し110メートルの点 カ Dから356度58分110メートルの点 キ Dから50度125メートルの点</p>	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第152号	第1種漁業	真珠貝下式の養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町泥目水地先	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町泥目水ウバハエ B Aから海岸沿い東へ100メートルの標識 C 宇和島市津島町泥目水丸山の頂点 D 宇和島市津島町泥目水黒滝の頂点</p> <p>点 ア Aから338度30メートルの点 イ Aから338度270メートルの点 ウ Dから259度30分80メートルの点 エ Cから300度80メートルの点 オ Bから322度30メートルの点</p>	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第153号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町坪井ソネ崎西角標識 B 宇和島市津島町坪井下溝中央標識</p> <p>点 ア Bから宇和島市津島町坪井白石の鼻見通し335メートルの点 イ Bから宇和島市津島町坪井白石の鼻見通し510メートルの点 ウ Aから宇和島市津島町坪井平井漁港護岸東角見通し500メートルの点 エ Aから宇和島市津島町坪井平井漁港護岸東角見通し320メートルの点</p>	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第154号	第1種漁業	ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	<p>Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町坪井二又西護岸中央標識 B 宇和島市津島町坪井曾根崎東角</p> <p>点 ア Aから180度見通し線とBから宇和島市津島町坪井カリヤゴの丘見通し線との交点</p>	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第155号	第1種漁業	真珠貝下式の養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町坪井黒鼻 B 宇和島市津島町坪井山崎鼻</p> <p>点 ア Aから宇和島市津島町曲烏引出し鼻見通し730メートルの点 イ Bから宇和島市津島町曲烏エビヶ鼻見通し150メートルの点</p>	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第156号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	<p>Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Dエ及びエBの2直線とB D間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域を除く。</p>	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					基点 A 宇和島市津島町坪井マサカリ鼻東端 B 宇和島市津島町坪井下刈谷鼻東端 C 宇和島市津島町坪井下刈谷福島鼻東端 D 宇和島市津島町坪井下刈谷引揚上ノ道標識 点 ア Aから宇和島市津島町針木宮の鼻見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市津島町嵐大場の鼻見通し100メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町嵐宮の鼻見通し240メートルの点 エ Dから宇和島市津島町嵐ハゲの鼻見通し線とBから同町坪井竜王鼻見通し線との交点		
宇特区第157号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井中鼻先端 B 宇和島市津島町竜王鼻先端 点 ア Aから宇和島市津島町嵐小島の谷護岸南端見通し200メートルの点 イ Bから96度30分見通し40メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第158号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町横浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町横浦346番地前護岸標識 B 宇和島市津島町横浦天崎345番地倉庫東角 点 ア Aから266度30分見通し110メートルの点 イ Bから265度30分見通し115メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第159号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くろろまぐろ小割式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町横浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町横浦天崎345番地倉庫東角 B 宇和島市津島町横浦小の浦峰46番地南端の標識 点 ア Aから265度30分115メートルの点 イ Bから263度80メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第160号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町横浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町横浦小の浦峰46番地南端の標識 B 宇和島市津島町横浦9番地の10南西角 点 ア Aから263度80メートルの点 イ Bから276度120メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第161号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町横浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びイBの6直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町横浦9番地の10南西角 B 宇和島市津島町嵐小島の谷中央標識 C 宇和島市津島町嵐小島先端 点 ア Aから276度120メートルの点 イ Bから268度300メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町坪井下刈谷福島見通し270メートルの点 エ Cから宇和島市津島町坪井下刈谷福島見通し170メートルの点 オ Bから268度200メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第162号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町嵐地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町嵐慶ヶ浦676番地の1下灘漁業協同組作業場西角 B 宇和島市津島町嵐慶ヶ浦270番地西角前護岸標識 点 ア Aから宇和島市津島町嵐甲70番地の1東角見通し50メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					イ Bから宇和島市津島町嵐宮の鼻棧橋見通し50メートルの点		
宇特区第163号	第1種画漁業	真珠貝下式の養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町嵐地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cウ、ウエ及びエDの3直線とC D間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 A 宇和島市津島町嵐宮の鼻棧橋北東角 B 宇和島市津島町ハゲノ鼻北東角 C 宇和島市津島町嵐番外21番地1倉庫西角護岸標識 D 宇和島市津島町嵐番外70番地2西角の標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市津島町嵐慶ヶ浦131番地西角見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市津島町嵐676番地(寄宿舍)西角見通し110メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町嵐番外23番地1住宅東端の標識見通し100メートルの点 エ Dから宇和島市津島町嵐番外23番地1住宅東端の標識見通し140メートルの点</p>	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第164号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町嵐地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ及びエDの5直線とA D間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町嵐番外乙1番地前護岸の標識 B 宇和島市津島町嵐サネモリ岩 C 宇和島市津島町嵐大場の鼻北端の標識 D 宇和島市津島町嵐大場の鼻南端の標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市津島町嵐小島の島頂見通し160メートルの点 イ Bから宇和島市津島町坪井竜王鼻見通し160メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町坪井マサカリ鼻見通し150メートルの点 エ Dから宇和島市津島町曲烏ツワナ谷鼻見通し180メートルの点</p>	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第165号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町針木地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町針木大波の浜259番地1地先大波の浜埋立地北端から護岸沿い南へ12メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ85メートルの標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市津島町曲烏防波堤北側付根見通し220メートルの点 イ Bから宇和島市津島町曲烏エビヶ鼻見通し210メートルの点</p>	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第166号	第1種画漁業	真珠貝下式の養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町針木地先	<p>Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町針木高立黒岩の標識 B 宇和島市津島町針木宮の鼻南西端 C 宇和島市津島町針木111番地の1作業場前護岸の標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻見通し270メートルの点 イ Bから宇和島市津島町柿の浦落網代北端見通し200メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町塩定竜の越見通し160メートルの点</p>	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第167号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町浦知地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町浦知宮の鼻北端標識 B 宇和島市津島町浦知防波堤西側付根</p>	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					点 ア Aから宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻見通し80メートルの点 イ Bから宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻見通し80メートルの点		
宇特区第168号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町柿の浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦770番地の2住宅前護岸標識 B 宇和島市津島町柿の浦久保浦758番地西南端前護岸標識 点 ア Aから宇和島市津島町柿の浦鶴のクソ鼻見通し140メートルの点 イ Bから宇和島市津島町柿の浦鶴のクソ鼻見通し120メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第169号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町柿の浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平乙78番地7護岸東角 B 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平護岸中央標識 C 宇和島市津島町柿の浦706番地作業場北角標識 D 宇和島市津島町柿の浦743番地の1作業場南角標識 点 ア Aから宇和島市津島町大場の鼻見通し線とDから同町柿の浦竜王祠見通し線との交点 イ Dから宇和島市津島町柿の浦竜王祠見通し70メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町柿の浦759番地住宅前護岸標識見通し線(45度)とAからC見通し線との交点 エ Bから宇和島市津島町柿の浦759番地住宅前護岸標識見通し70メートルの点 オ Aから宇和島市津島町大場の鼻見通し50メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第170号	第1種区画漁業	真珠貝下とかの養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町柿の浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇特区第171号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町柿の浦中鼻東端 B 宇和島市津島町柿の浦落網代護岸南角 点 ア Aから宇和島市津島町柿の浦771番地作業場南角見通し100メートルの点 イ Bから宇和島市津島町柿の浦高平前水門見通し130メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第171号	第1種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町柿の浦地先	Bア、アイ及びイCの3直線とCB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦中鼻北東端 B Aから海岸沿い南へ34メートルの標識 C Aから海岸沿い北へ116メートルの標識 点 ア Bから宇和島市津島町柿の浦803番地地先真珠作業場南角見通し55メートルの点 イ Cから宇和島市津島町柿の浦16番地地先倉庫北角見通し80メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第172号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曲島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域。ただし、宇特区第173号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町大浦ウスバエの標識から海岸沿い東へ60メートルの標識 B 宇和島市津島町大浦浜の中央標識 C 宇和島市津島町大浦ウスバエの標識 点 ア Aから宇和島市津島町坪井畑尻護岸東角見通し30メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					イ Aから宇和島市津島町坪井畑尻護岸東角見通し250メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町坪井下溝の鼻見通し250メートルの点 エ Cから宇和島市津島町坪井下溝の鼻見通し500メートルの点 オ Bから宇和島市津島町坪井二又福島見通し630メートルの点 カ Bから宇和島市津島町坪井二又福島見通し30メートルの点		
宇特区第173号	第1種画漁業	あわび垂下式わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曲島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町大浦ウスバエの標識 B Aから海岸線沿い南へ60メートルの標識 C Aから海岸線沿い南へ98メートルの標識 点 ア Bから318度30分見通し270メートルの点 イ Bから318度30分見通し420メートルの点 ウ Cから319度見通し440メートルの点 エ Cから319度見通し300メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第174号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町平井地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ及びケアの9直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町平井長渚の鼻北西端 B 宇和島市津島町平井336番地由良小学校平井分校東側水路から東へ12メートルの護岸標識 C 宇和島市津島町平井336番地由良小学校平井分校西端護岸標識 D 宇和島市津島町平井森ヶ鼻北端 点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島高島島頂見通し240メートルの点 イ Aから宇和島市津島町竹ヶ島高島島頂見通し600メートルの点 ウ Dから宇和島市津島町北灘柏崎見通し460メートルの点 エ Dから宇和島市津島町北灘柏崎見通し200メートルの点 オ Cから316度30分225メートルの点 カ Cから宇和島市津島町竹ヶ島東端見通し275メートルの点 キ Cから宇和島市津島町竹ヶ島東端見通し240メートルの点 ク Bから宇和島市津島町竹ヶ島東端見通し240メートルの点 ケ Bから宇和島市津島町竹ヶ島東端見通し350メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第175号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町漁家地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町漁家西ヶ谷川尻護岸標識 B Aから西へ75メートルの標識 C 宇和島市津島町成赤崎東北端 点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島西端角見通し40メートルの点 イ Aから宇和島市津島町竹ヶ島西端角見通し175メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町竹ヶ島コオトシ鼻見通し200メートルの点 エ Bから宇和島市津島町竹ヶ島コオトシ鼻見通し330メートルの点 オ Cから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し295メートルの点 カ Cから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し30メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第176号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町成地先	Cア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの6直線とCD間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町成クワガサコ鼻南端標識 B 宇和島市津島町成赤崎鼻シモリ碁頂点 C 宇和島市津島町成赤崎鼻西の標識 D 宇和島市津島町成赤崎東の鼻標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘福浦越見通し160メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘福浦越見通し310メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し70メートルの点 エ Bから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し200メートルの点 オ Dから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し250メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第177号	第1種画漁業	真珠貝下とかの養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町成地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町成城の鼻突端 B 宇和島市津島町成由良小学校本校運動場西端の標識 点 ア Aから宇和島市津島町前島西端見通し280メートルの点 イ Bから宇和島市津島町泥目水西ヶ坂防波堤付根見通し250メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第178号	第1種画漁業	真珠貝下とかの養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第139号、宇区第140号及び宇特区第179号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町須下寺崎と同町須下長畑境界線の寺崎側道路2番目排水口 B 宇和島市津島町須下長畑護岸中央標識 C 宇和島市津島町須下651番地の1作業場南角前護岸 点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島西端見通し270メートルの点 イ Bから331度30分300メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町須下由良神社参門見通し150メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第179号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くぐろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下64番地の8小屋北角前護岸標識 B 宇和島市津島町須下148番地の3住宅西角前護岸沿い東へ95メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町須下白石の鼻見通し線とBから同町竹ヶ島島頂部見通し線との交点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第180号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くぐろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から15メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下188番地の1住宅北角護岸の標識 B 宇和島市津島町須下196番地冷蔵庫南角の標識 点 ア Aから宇和島市津島町須下457番地冷蔵庫南角見通し80メートルの点 イ Bから宇和島市津島町須下455番地住宅北角見通し80メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第181号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くぐろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下457番地冷蔵庫南角護岸の	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
		まぐろ式養殖(く)			標識 B 宇和島市津島町須下449番地の2住宅南角前護岸標識 点 ア Aから宇和島市津島町須下平瀨西野の浜北角見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市津島町須下新浜防波堤突端見通し80メートルの点		
宇特区第182号	第1種漁業	魚類小割式養殖(くまぐろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下463番地住宅護岸標識 B 宇和島市津島町須下711番地1作業場前護岸東角 点 ア Aから宇和島市津島町泥目水7番地35下灘漁業協同組合真珠貝研究所中央見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市津島町須下148番地の3住宅西角前護岸沿い東へ95メートルの標識見通し122メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第183号	第1種漁業	真珠貝下との養殖(か)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカBの7直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第142号及び宇特区第182号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町須下雲泊の護岸南東角の標識 B 宇和島市津島町須下725番地由良神社参門北角から北へ5メートルの測量杭 C Bから護岸沿い北東へ56メートルの標識 D 須下崎から海岸線沿い南へ65メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町須下平瀨西野の浜北角見通し110メートルの点 イ Dから121度410メートルの点 ウ Dから121度335メートルの点 エ Cから122度30分335メートルの点 オ Cから122度30分170メートルの点 カ Bから130度165メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第184号	第1種漁業	あわび下式(か)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下725番地由良神社参門北角から北へ5メートルの測量杭 B 宇和島市津島町須下762番地の2作業場南角 点 ア Aから130度見通し165メートルの点 イ Bから宇和島市津島町須下長畑護岸の中央標識見通し145メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第185号	第1種漁業	あわび下式(か)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町竹ヶ島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島道越海底ケーブル敷設指示標 B 宇和島市津島町竹ヶ島道越の鼻東端 点 ア Aから152度30分見通し134メートルの点 イ Aから152度30分見通し285メートルの点 ウ Bから157度見通し340メートルの点 エ Bから157度見通し170メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第186号	第1種漁業	ひおうぎ垂下式(か)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町竹ヶ島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びエアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島道越の鼻東端 B 宇和島市津島町竹ヶ島モチ岩 C 宇和島市津島町竹ヶ島弁天島2番岩中央 点 ア Aから157度見通し170メートルの点 イ Aから157度見通し340メートルの点 ウ Cから158度45分見通し350メートルの点 エ Cから158度45分見通し150メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の種類	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					オ Bから148度30分見通し164メートルの点		
宇特区第187号	第1種画漁業	真珠貝垂直式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町網代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町由良岬三ツ砦の標識 点 ア Aから90度100メートルの点 イ Aから90度400メートルの点 ウ Aから135度570メートルの点 エ Aから165度410メートルの点	南宇和郡愛南町網代、柏、須魚平、油袋	別記2のとおり
宇特区第188号	第1種画漁業	真珠貝下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町網代地先	Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカDの7直線とB D間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町雨崎東端 B 南宇和郡愛南町網代外防波堤東側突端 C 南宇和郡愛南町網代網代鼻東端 D 南宇和郡愛南町荒塚荒塚鼻東端 点 ア AからB見通し400メートルの点 イ AからC見通し300メートルの点 ウ AからC見通し500メートルの点 エ Cから90度500メートルの点 オ Cから90度150メートルの点 カ Dから90度250メートルの点	南宇和郡愛南町網代、柏、須魚平、油袋	別記2のとおり
宇特区第189号	第1種画漁業	ひおうぎ垂直式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町網代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町網代網代鼻東端 B 南宇和郡愛南町荒塚荒塚鼻東端 点 ア Aから90度150メートルの点 イ Aから90度500メートルの点 ウ Bから90度500メートルの点 エ Bから90度250メートルの点	南宇和郡愛南町網代、柏、須魚平、油袋	別記2のとおり
宇特区第190号	第1種画漁業	ひおうぎ垂直式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町荒塚荒塚鼻東端 B 南宇和郡愛南町魚神山179-3番地南端角の標識 点 ア Aから0度500メートルの点	南宇和郡愛南町網代、柏、須魚平、油袋	別記2のとおり
宇特区第191号	第1種画漁業	真珠貝下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山地先	Bカ、カA、Aア、アイ、イエ、エオ、オD及びDCの8直線とC B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、宇特区第192号及び宇特区第193号の区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町荒塚荒塚鼻東端 B 南宇和郡愛南町魚神山179-3番地南端の標識 C 南宇和郡愛南町魚神山中防波堤北側突端 D 南宇和郡愛南町魚神山ナガツエ鼻南端 E 南宇和郡愛南町魚神山1351番地(クロサイ浜東端)の標識 F 南宇和郡愛南町魚神山甚五郎砦の標識 点 ア Aから90度500メートルの点 イ Dから170度600メートルの点 ウ Fから180度400メートルの点 エ イからウ見通し150メートルの点 オ DからE見通し150メートルの点 カ Aから0度500メートルの点	南宇和郡愛南町網代、柏、須魚平、油袋	別記2のとおり
宇特区第192号	第1種画漁業	あわび垂直式かめ養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山中防波堤北側突端 点 ア Aから108度280メートルの点 イ Aから99度410メートルの点 ウ Aから116度480メートルの点 エ Aから128度370メートルの点	南宇和郡愛南町網代、柏、須魚平、油袋	別記2のとおり
宇特区第193号	第1種画漁業	ひおうぎ垂直式	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山中防波堤北側突端	南宇和郡愛南町網代	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
		じき養殖業			点 ア Aから89度100メートルの点 イ Aから83度250メートルの点 ウ Aから114度290メートルの点 エ Aから139度180メートルの点	串、柏、須魚、平油袋	
宇特区第194号	第1種漁業	ひおき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山地先	アイ、イウ、ウC、CB及びBアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山ナガツエ鼻南端 B 南宇和郡愛南町魚神山1351番地（クロサイ浜東端）の標識 C 南宇和郡愛南町魚神山甚五郎標識 点 ア AからB見通し150メートルの点 イ アから170度470メートルの点 ウ Cから180度200メートルの点	南宇和郡愛南町網家代、串、柏、須魚、平油袋	別記2のとおり
宇特区第195号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山やなごさこ一ツ濬の標識 B 南宇和郡愛南町魚神山甚五郎の標識 C 南宇和郡愛南町観音崎西突端の標識 点 ア Cから南宇和郡愛南町荒樫荒樫鼻見通し100メートルの点 イ Cから南宇和郡愛南町荒樫荒樫鼻見通し600メートルの点 ウ イからB見通し500メートルの点 エ アからA見通し500メートルの点	南宇和郡愛南町網家代、串、柏、須魚、平油袋	別記2のとおり
宇特区第196号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山船越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山船越運河防波堤南側突端 点 ア Aから180度150メートルの点 イ Aから180度450メートルの点 ウ イから270度80メートルの点 エ アから270度80メートルの点	南宇和郡愛南町網家代、串、柏、須魚、平油袋	別記2のとおり
宇特区第197号	第1種漁業	魚類小養殖（くろ割式養殖を除く）	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町塩子島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋216番地東端の標識 点 ア Aから120度250メートルの点 イ Aから146度390メートルの点 ウ Aから180度325メートルの点 エ Aから180度125メートルの点	南宇和郡愛南町網家代、串、柏、須魚、平油袋	別記2のとおり
宇特区第198号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町油袋地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋216番地東端の標識 B 南宇和郡愛南町油袋242番地南東端の標識 点 ア Aから90度50メートルの点 イ Bから122度170メートルの点	南宇和郡愛南町網家代、串、柏、須魚、平油袋	別記2のとおり
宇特区第199号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町油袋地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋242番地南東端の標識 点 ア Aから90度200メートルの点 イ Aから90度500メートルの点 ウ イから180度800メートルの点 エ アから180度800メートルの点	南宇和郡愛南町網家代、串、柏、須魚、平油袋	別記2のとおり
宇特区第200号	第1種漁業	魚類小養殖（くろ割式養殖を除く）	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町油袋地先	Aア、アB、イD及びCイの4直線とBC間及びDA間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋250番地（豆首）の標識 B 南宇和郡愛南町油袋276番地（上ノ谷）東角の標識 C 南宇和郡愛南町油袋262番地防波堤東側標識 D 南宇和郡愛南町油袋257番地の標識 点 ア Aから5度300メートルの点 イ Cから93度125メートルの点	南宇和郡愛南町網家代、串、柏、須魚、平油袋	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第201号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町油袋地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋262番地中防波堤東側標識 B 南宇和郡愛南町油袋257番地の標識 点 ア Aから93度125メートルの点	南宇和郡愛南町網代、柏崎、須魚平油袋	別記2のとおり
宇特区第202号	第1種漁業	真珠貝垂下式・ひき養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町油袋地先	Aア、アB、Cイ、イD、Eウ、ウエ及びエAの7直線とB C間及びD E間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串小松鼻南端 B 南宇和郡愛南町油袋530-1番地南角の標識 C 南宇和郡愛南町油袋276番地(上ノ谷)東角の標識 D 南宇和郡愛南町油袋250番地(豆曾)の標識 E 南宇和郡愛南町油袋242番地東端南角の標識 点 ア Aから275度410メートルの点 イ Dから5度300メートルの点 ウ Eから90度500メートルの点 エ Aから南宇和郡愛南町柏崎小松鼻見通し500メートルの点	南宇和郡愛南町網代、柏崎、須魚平油袋	別記2のとおり
宇特区第203号	第1種漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町油袋地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串1-1番地小松鼻南端 B 南宇和郡愛南町油袋530-1番地の標識 点 ア Aから275度410メートルの点	南宇和郡愛南町網代、柏崎、須魚平油袋	別記2のとおり
宇特区第204号	第1種漁業	真珠貝垂下式・ひき養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	Aア、アイ、イウ、ウH、HG、Eエ、エオ及びオBの8直線とA B間及びE G間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第147号及び宇特区第206号の区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町家串小松鼻南端 B 南宇和郡愛南町家串小松鼻東の標識 C 南宇和郡愛南町家串40番地(タンダ浜)東角の標識 D 南宇和郡愛南町家串龍王鼻南端 E 南宇和郡愛南町家串1266番地の2(若宮神社)前埋立地北側突端 F 南宇和郡愛南町家串1333番地(波切)の標識 G 南宇和郡愛南町家串恵美須崎の標識 H 南宇和郡愛南町家串恵美須浜の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町柏崎小松鼻見通し500メートルの点 イ Fから南宇和郡愛南町塩子島北端見通し600メートルの点 ウ Hから南宇和郡愛南町黒濤見通し580メートルの点 エ DからE見通し230メートルの点 オ Cから170度200メートルの点	南宇和郡愛南町網代、柏崎、須魚平油袋	別記2のとおり
宇特区第205号	第1種漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串40番地(タンダ浜)東角の標識 B 南宇和郡愛南町家串龍王鼻南端 C 南宇和郡愛南町家串神社前防波堤北側突端 点 ア Aから170度200メートルの点 イ BからC見通し230メートルの点	南宇和郡愛南町網代、柏崎、須魚平油袋	別記2のとおり
宇特区第206号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串(若宮神社)防波堤の標識	南宇和郡愛南町網	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
号	業	殖業(くろまぐろ式養殖)			点 ア Aから280度84メートルの点 イ Aから278度200メートルの点 ウ Aから352度232メートルの点 エ Aから2度114メートルの点	代、家、柏、須、平、油、袋、串、崎、ノ、川、神、山、平、油、袋	
宇特区第207号	第1種漁業	真珠貝下ひき養殖	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町平磐地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串恵美須碁の標識 B 南宇和郡愛南町平磐外防波堤南側突端 点 ア Aから151度540メートルの点 イ Aから119度550メートルの点 ウ エから水門口見通し150メートルの点 エ Bから90度60メートルの点	南宇和郡愛南町家串、柏、須、平、油、袋、ノ、川、神、山、平、油、袋	別記2のとおり
宇特区第208号	第1種漁業	真珠貝下ひき養殖	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町須ノ川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町須ノ川水門口の標識 B 南宇和郡愛南町平磐668番地(立碁)の標識 C Aより海岸線沿い北へ140メートルの点 D 南宇和郡愛南町恵美須碁の標識 点 ア CからD見通し630メートルの点 イ Bから180度600メートルの点 ウ イから90度450メートルの点 エ CからD見通し30メートルの点	南宇和郡愛南町家串、柏、須、平、油、袋、ノ、川、神、山、平、油、袋	別記2のとおり
宇特区第209号	第1種漁業	ひきお下式養殖	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町須ノ川地先	アイ、イウ、ウA及びAアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町須ノ川水門口の標識 B Aより海岸線沿い北へ140メートルの点 C 南宇和郡愛南町恵美須碁の標識 点 ア BからC見通し30メートルの点 イ BからC見通し630メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町塩子島南端見通し600メートルの点	南宇和郡愛南町家串、柏、須、平、油、袋、ノ、川、神、山、平、油、袋	別記2のとおり
宇特区第210号	第1種漁業	ひきお下式養殖	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町柏崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柏崎269番地南端の標識 点 ア Aから240度150メートルの点 イ Aから212度240メートルの点 ウ Aから180度200メートルの点 エ Aから180度70メートルの点	南宇和郡愛南町家串、柏、須、平、油、袋、ノ、川、神、山、平、油、袋	別記2のとおり
宇特区第211号	第1種漁業	真珠貝下ひき養殖	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町柏崎地先	Aア、アイ、イD及びBCの4直線とAB間及びCD間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柏崎269番地南端の標識 B 南宇和郡愛南町柏崎防波堤北側突端 C 南宇和郡愛南町柏2051番地埋立地南角の標識 D 南宇和郡愛南町柏と同町御荘菊川との最大高潮時海岸線における境界 点 ア Aから180度500メートルの点 イ Dから南宇和郡愛南町角島島頂見通し600メートルの点	南宇和郡愛南町家串、柏、須、平、油、袋、ノ、川、神、山、平、油、袋	別記2のとおり
宇特区第212号	第1種漁業	くろまぐろ式養殖	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町柏崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柏崎535番地の標識 点 ア Aから63度240メートルの点 イ Aから90度272メートルの点 ウ Aから113度164メートルの点 エ Aから65度98メートルの点	南宇和郡愛南町家串、柏、須、平、油、袋、ノ、川、神、山、平、油、袋	1 別記2のとおり 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を越

免許番号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
							はなた えなら ない。だ し、實 生の積 が1,平 257方 メートル を超え ない内 生の實 形規は 格又数 格台変 るは支 え。状 形:円 格:直 径20 ール、 数:4 台
宇特区 第213 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 下垂式 養殖業	1月1日 から 12月31 日まで	南宇和郡 愛南町 柏崎地先	アイ、イ ウ、ウエ 及びエア の4直線 によって 囲まれた 区域 基点 A 南 宇和郡愛 南町柏崎 535番地 の標識 点 ア A から168 度180 メートル の点 イ A から152 度210 メートル の点 ウ A から123 度130 メートル の点 エ A から141 度80メ ートルの 点	南宇和郡 愛南町網 家代、柏 崎、須魚 平、神山 、磐及油 袋	別記2の とおり
宇特区 第214 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 下垂式 養殖業	1月1日 から 12月31 日まで	南宇和郡 愛南町 御荘菊川 地先	Bア、アイ 、イウ、 ウエ及び エCの5 直線とB C間の最 大低潮時 海岸線か ら10メー トルの線 とによって 囲まれた 区域 基点 A 南 宇和郡愛 南町御荘 菊川3555 番地五ヶ 浜大岩標 識 B 南宇和 郡愛南町 御荘菊川 3956番地 大岩標識 C 南宇和 郡愛南町 御荘菊川 と同町柏 との最大 高潮時海 岸線にお ける境界 点 ア B から230 度180メ ートルの 点 イ A から270 度200メ ートルの 点 ウ A から270 度450メ ートルの 点 エ C から南宇 和郡愛南 町角島鳥 頂見通し 500メー トルの点	南宇和郡 愛南町御 荘菊川、 御荘平 山、御荘 長洲、御 荘平城、 御荘和 口、御荘 長月及び 御荘深泥	別記2の とおり
宇特区 第215 号	第1種 区画漁 業	ひおう ぎ下垂 式養殖 業	1月1日 から 12月31 日まで	南宇和郡 愛南町 御荘菊川 地先	Aア、アイ 及びイB の3直線 とA B間 の最大低 潮時海岸 線から10 メートル の線とよ って囲ま れた区域 基点 A 南 宇和郡愛 南町御荘 菊川3956 番地大岩 標識 B 南宇和 郡愛南町 御荘菊川 3954番地 標識 C 南宇和 郡愛南町 御荘菊川 3572番地 標識 点 ア A から230 度180メ ートルの 点 イ B からC見 通し280 メートル の点	南宇和郡 愛南町御 荘菊川、 御荘平 山、御荘 長洲、御 荘平城、 御荘和 口、御荘 長月及び 御荘深泥	別記2の とおり
宇特区 第216 号	第1種 区画漁 業	とさか 養殖業	1月1日 から 12月31 日まで	南宇和郡 愛南町 御荘菊川 地先	Bア、アイ 、イウ及 びウDの 4直線と B D間の 最大低潮 時海岸線 から10メ ートルの 線とよっ て囲まれ た区域 基点 A 南 宇和郡愛 南町御荘 菊川3956 番地大岩 標識 B 南宇和 郡愛南町 御荘菊川 3954番地 標識 C 南宇和 郡愛南町 御荘菊川 3572番地 標識 D 南宇和 郡愛南町 御荘菊川 3555番地 五ヶ浜大 岩標識 点 ア B からC見 通し280 メートル の点 イ A から230 度180メ ートルの 点 ウ D から270 度200メ ートルの 点	南宇和郡 愛南町御 荘菊川、 御荘平 山、御荘 長洲、御 荘平城、 御荘和 口、御荘 長月及び 御荘深泥	別記2の とおり

免許番号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
字特区第217号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川2631番地の標識 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2956番地2アコギ西鼻南西端 点 ア Aから241度150メートルの点 イ Bから271度150メートルの点	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2のとおり
字特区第218号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川2617番地1号標識 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2617番地2号標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町中浦延命寺南鼻見通し200メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町中浦テレビ塔見通し200メートルの点	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2のとおり
字特区第219号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	AB及びCDの2直線とAD及びBC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川2617番地黒榑東鼻南東端 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2376番地西角 C 南宇和郡愛南町御荘菊川2378番地北角 D 南宇和郡愛南町御荘菊川2426番地西角	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2のとおり
字特区第220号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くろろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオAの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川2238番地ドウシン鼻南西端 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2237番地3東端より海岸線沿い西へ100メートルの点 点 ア Aから南宇和郡愛南町御荘菊川2366番地標識見通し50メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町高畑猿越中崎見通し150メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町高畑猿越東側防波堤基部見通し160メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町高畑猿越東側防波堤基部見通し105メートルの点 オ Aから南宇和郡愛南町高畑猿越中崎見通し95メートルの点	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2のとおり
字特区第221号	第1種画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	AB及びEFの2直線とBE及びAF間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cア、アイ及びイDの3直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川1797番地西角 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2236番地3南角 C 南宇和郡愛南町御荘菊川2236番地3地先1号標識 D 南宇和郡愛南町御荘菊川2236番地3地先2号標識 E 南宇和郡愛南町御荘菊川2235番地北角 F 南宇和郡愛南町御荘菊川1795番地西角 点 ア Cから116度30メートルの点 イ Dから116度30メートルの点	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2のとおり
字特区第222号	第1種画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘平山地先	AB及びCDの2直線とBC及びAD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘平山262番地東角 B 南宇和郡愛南町御荘平山7番地標識 C 南宇和郡愛南町御荘平山9番地前町道標識 D 南宇和郡愛南町御荘平山64番地前町道標識	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
						口、御荘長月及び御荘深泥	
宇特区第223号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘平地先	Aア、アB、BC及びDEの4直線とAE及びCD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘平地526番地平地防波堤突端 B 南宇和郡愛南町御荘平地3番地棧橋東側付根 C 南宇和郡愛南町御荘長洲1350番地長洲埋立地南角 D 南宇和郡愛南町御荘平地1780番地東角 E 南宇和郡愛南町御荘平地776番地の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町御荘大島北端見通し200メートルの点	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平地、御荘長洲、御荘平地、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2のとおり
宇特区第224号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘平地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘平地大島北端 B 南宇和郡愛南町御荘平地大島西北端の標識 C 南宇和郡愛南町御荘平地大島西端 点 ア Aから南宇和郡愛南町御荘長洲1350番地(長洲埋立地)南角見通し40メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町御荘長洲1350番地(長洲埋立地)南角見通し100メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町御荘平地526番地平地防波堤突端見通し110メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町中浦1860番地南角見通し200メートルの点 オ Cから南宇和郡愛南町中浦1860番地南角見通し40メートルの点 カ Bから南宇和郡愛南町御荘平地526番地平地防波堤突端見通し40メートルの点	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平地、御荘長洲、御荘平地、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2のとおり
宇特区第225号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘平地先	Aア、AD及びCBの3直線とAB及びCD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町防城成川と同町御荘深泥との最大高潮時海岸線における境界 B 南宇和郡愛南町御荘深泥19番地北角 C 南宇和郡愛南町御荘平地700番地南角標識 D 南宇和郡愛南町御荘平地長崎水門南端から海岸線沿い東へ40メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町御荘平地大島南端見通し150メートルの点	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平地、御荘長洲、御荘平地、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2のとおり
宇特区第226号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町防城成川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町成川防波堤西側突端 B 南宇和郡愛南町防城メイロ鼻突端 点 ア Aから356度190メートルの点 イ Bから31度150メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇特区第227号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水平岩突端 B 南宇和郡愛南町赤水広浦中鼻から海岸沿い南へ125メートルの標識 C 南宇和郡愛南町赤水22番地2北角の標識 点 ア Aから293度200メートルの点 イ Bから293度180メートルの点 ウ Bから293度280メートルの点 エ Cから293度320メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇特区第228号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	4月1日から8月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域	南宇和郡愛南町防	別記1及び2のと

免許番号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
号	業	殖業 <small>(くろろ式養殖除く)</small>			基点 A 南宇和郡愛南町赤水971番地東角の標識 B Aから海岸沿い北東へ38メートルの標識 点 ア Aから122度45メートルの点 イ Bから110度45メートルの点	城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	おり
宇特区第229号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町高畑地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町高畑後越宮ノ鼻先端 B 南宇和郡愛南町高畑後越中鼻先端 C 南宇和郡愛南町高畑25番地北角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町延命寺供養塔見通し50メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し110メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し70メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町柏崎鼻見通し60メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇特区第230号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 基点Bから海岸沿い北へ60メートルの標識 B 南宇和郡愛南町中浦11番地北角の標識 点 ア Bから296度223メートルの点 イ Bから280度250メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇特区第231号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	ABの直線とAB間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Dア、アイ、イウ及びウEの4直線とDE間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町中浦1676番地北角の標識 B 南宇和郡愛南町中浦マブネ鼻先端 C 南宇和郡愛南町中浦1678番地東角の標識 D Cから海岸沿い南へ15メートルの点 E Cから海岸沿い西北西へ30メートルの点 点 ア Dから90度30メートルの点 イ Cから50度35メートルの点 ウ Eから21度30メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇特区第232号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア、アイ、イウ、ウE、Dエ及びエBの6直線とAB及びDE間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦マブネ鼻先端 B 南宇和郡愛南町中浦二子碁北端 C 南宇和郡愛南町中浦信田東鼻先端 D 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦鼻先端 E 南宇和郡愛南町中浦1867番地北角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町黒ダキ鼻見通し85メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し50メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し165メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町中浦火道真谷見通し65メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇特区第233号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cイ、イウ及びウDの3直線とCD間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町中浦二子碁西端 B 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦鼻先端 C Aから海岸沿い南西へ40メートルの標識	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					D Aから海岸沿い南へ60メートルの標識 点 ア 南宇和郡愛南町中浦信田東鼻先端から同町中浦火道真谷見通し65メートルの点 イ Cから南宇和郡愛南町中浦信田東鼻先端見通し25メートルの点 ウ Dから南宇和郡愛南町中浦信田東鼻先端から南へ40メートルの標識見通し25メートルの点		
宇特区第234号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Bイ、イウ及びウCの3直線とBC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町中浦戸ノ浦鼻先端 B 南宇和郡愛南町中浦ほうの木鼻先端 C Bから海岸沿い西へ45メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町大島南端見通し線とBから同町二子濬見通し線との交点 イ Bから南宇和郡愛南町中浦信田東鼻見通し32メートルの点 ウ Cから南宇和郡愛南町中浦信田西鼻見通し32メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇特区第235号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア、アイ及びイCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦地蔵ヶ濬東端 B 南宇和郡愛南町中浦段ノ網代標識 C 南宇和郡愛南町中浦段ノ網代東鼻先端 点 ア Bから191度118メートルの点 イ Cから170度156メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇特区第236号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(くろまぐろ小割式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町猿鳴地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町猿鳴ヒョウクロ鼻西端の標識 B 南宇和郡愛南町猿鳴ネガセ穴の口鼻北端 点 ア Aから328度150メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町柏崎小松鼻見通し250メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇特区第237号	第1種画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町猿鳴地先	Dア、アイ及びイCの3直線とCD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町猿鳴ヒョウクロ鼻西端の標識 B 南宇和郡愛南町猿鳴ネガセ穴の口鼻北端 C Bから94度210メートルの点 D Aから183度40メートルの点 点 ア Aから320度347メートルの点 イ Bから346度432メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	1 別記2のとおり 2 当該漁業に係る漁場の区域において設置する養殖用の施設は、以下を規超はならない。ただし、生け簀面積が4,991平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は数を変更

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
							としな形は差支ない。形状：正方形、規格：30メートル×30メートル、台数：5台、形状：円形、規格：直径25メートル、台数：1台
宇特区第238号	第1種漁業	魚類小割式養殖(くろまぐろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町猿鳴地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町三ツ畑田島上島北端 B 南宇和郡愛南町三ツ畑田島下島南端 点 ア Aから南宇和郡愛南町猿鳴ヒョウクロ鼻見通し40メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町猿鳴ヒョウクロ鼻見通し290メートルの点 ウ Bから77度65メートルの点 エ Bから103度305メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇特区第239号	第1種漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町猿鳴地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町三ツ畑田島下島南端 点 ア Aから60度70メートルの点 イ Aから102度490メートルの点 ウ Aから130度555メートルの点 エ Aから177度215メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	1 別記2のとおり 2 当該漁業に係る区域において設置する養殖用の供する施設は、下模をなすはたはた、簀面積が1.320平方メートルを超えない範囲で、簀形規格は、又数変更は差支ない。形状：円形、規格：24メートル×14メートル、台数：5
宇特区第240号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町猿鳴地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町猿鳴テボ礁1号標識	南宇和郡愛南町防城成川、	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					点 ア Aから320度134メートルの点 イ Aから354度204メートルの点 ウ Aから56度178メートルの点 エ Aから93度85メートルの点	赤水、高畑、中浦及び猿鳴	
宇特区第241号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町猿鳴地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町猿鳴中矢呂鼻 B 南宇和郡愛南町猿鳴才五郎ダキ鼻 点 ア Aから南宇和郡愛南町角島島頂見通し100メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町角島島頂見通し75メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇特区第242号	第1種画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町船越地先	A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町船越礫崎より海岸線沿い東へ200メートルの標識 B 南宇和郡愛南町船越コケ岬先端	南宇和郡愛南町越弓、小椋船久、下久樽外泊、中泊及び内泊	別記2のとおり
宇特区第243号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町船越地先	Aア、アイ及びイCの3直線とC A間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町船越1869番地（一軒家）東端の標識 B 南宇和郡愛南町船越黒鼻より海岸線沿い西へ60メートルの標識 C 南宇和郡愛南町船越1753番地南角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町中泊女呂岬見通し170メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町内泊平床鼻見通し200メートルの点	南宇和郡愛南町越弓、小椋船久、下久樽外泊、中泊及び内泊	別記2のとおり
宇特区第244号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業（くろろ式養殖を除く） ま小割式養殖を除く	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町内泊地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町内泊554番地3北東の角 B 南宇和郡愛南町内泊東防波堤東側付根 点 ア Aから346度500メートルの点 イ Aから346度120メートルの点 ウ Bから346度200メートルの点 エ Bから346度580メートルの点	南宇和郡愛南町越弓、小椋船久、下久樽外泊、中泊及び内泊	別記2のとおり
宇特区第245号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業（くろろ式養殖を除く） ま小割式養殖を除く	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町内泊地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町内泊カマ蓉の標識 B 南宇和郡愛南町内泊25番地-1（旧西浦小学校）護岸の標識 点 ア Aから80度200メートルの点 イ Bから80度170メートルの点	南宇和郡愛南町越弓、小椋船久、下久樽外泊、中泊及び内泊	別記2のとおり
宇特区第246号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業（くろろ式養殖を除く） ま小割式養殖を除く	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町外泊地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中泊12番地（愛南漁協水揚場）西角の標識 B 南宇和郡愛南町外泊第5防波堤西側突端 点 ア Aから354度240メートルの点 イ Aから354度100メートルの点 ウ Bから354度90メートルの点 エ Bから354度230メートルの点	南宇和郡愛南町越弓、小椋船久、下久樽外泊、中泊及び内泊	別記2のとおり

免許番号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第247号	第1種画漁業	魚類小養殖(くろま割式をく)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町外泊地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町外泊道越鼻先端 B 南宇和郡愛南町外泊68番地(網干場)北角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町中泊赤崎鼻見通し100メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町中泊赤崎鼻見通し100メートルの点	南宇和郡愛南町越田立、浦月、越家、久下、久樽、外泊、中泊及び内泊	別記2のとおり
宇特区第248号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町外泊地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町外泊34番地(豊岩)西端の標識 B 南宇和郡愛南町外泊道越鼻より海岸線沿い西へ160メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町船越礫崎見通し250メートルの点	南宇和郡愛南町越田立、浦月、越家、久下、久樽、外泊、中泊及び内泊	別記2のとおり
宇特区第249号	第1種画漁業	魚類小養殖(くろま割式をく)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町下久家地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から85メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町樽見鼻より海岸線沿い北へ150メートルの標識 B 南宇和郡愛南町下久家風無鼻より海岸線沿い東へ200メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町亀倉鼻見通し100メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻西端見通し100メートルの点	南宇和郡愛南町越田立、浦月、越家、久下、久樽、外泊、中泊及び内泊	別記2のとおり
宇特区第250号	第1種画漁業	魚類小養殖(くろま割式をく)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町下久家地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町樽見鼻東端 B 南宇和郡愛南町下久家風無鼻より海岸線沿い東へ200メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町亀倉鼻見通し510メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町亀倉鼻見通し300メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻西端見通し190メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻西端見通し400メートルの点	南宇和郡愛南町越田立、浦月、越家、久下、久樽、外泊、中泊及び内泊	別記2のとおり
宇特区第251号	第1種画漁業	魚類小養殖(くろま割式をく)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町船越、久家、下久家地先	Bイ、イア、アウ及びウCの4直線とBC間の最大低潮時海岸線から120メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、愛南町久家894番地(作業場)北角より19度の線から西側100メートルの航路幅の区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町久家1番地北角の標識 B 南宇和郡愛南町久家856番地-2北角の標識 C 南宇和郡愛南町下久家風無鼻 点 ア Aから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻西端見通し600メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町船越446番地作業場東角見通し線とAから穴の鼻西端との交点 ウ Cから南宇和郡愛南町榎月榎月鼻見通し120メートルの点	南宇和郡愛南町越田立、浦月、越家、久下、久樽、外泊、中泊及び内泊	別記2のとおり
宇特区第252号	第1種画漁業	くろま割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町越田地先	ABの直線とAB間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町小浦穴の鼻 B 南宇和郡愛南町越田亀倉の鼻	南宇和郡愛南町越田立、浦月、越家、久下、久樽、外泊、中泊及び内泊	1 別記2のとおり 2 当該漁業に係る漁業区画で用いられ

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
						見、外泊、中泊及び内泊	る養殖用は工種なない。
宇特区第253号	第1種漁業	魚類小割式養殖(くろろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町福浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町福浦1263番地作業場西側付根 B 南宇和郡愛南町明神鼻中鼻北端 C 南宇和郡愛南町笠ハズシ鼻から西へ200メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町小成川388番地2標識見通し160メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町小成川388番地2標識見通し415メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町名切鼻見通し300メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町札立防波堤突端見通し400メートルの点 オ Cから南宇和郡愛南町札立防波堤突端見通し145メートルの点 カ Bから南宇和郡愛南町名切鼻見通し95メートルの点	南宇和郡愛南町樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦及び武者泊	別記2のとおり
宇特区第254号	第1種漁業	魚類小割式養殖(くろろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町大成川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町大成川防波堤東側付根から東へ10メートルの標識 B 南宇和郡愛南町樽見705番地西側付根から西へ35メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町明神鼻見通し100メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町明神鼻見通し300メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町麦ヶ浦450番地地先標識見通し280メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町麦ヶ浦450番地地先標識見通し80メートルの点	南宇和郡愛南町樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦及び武者泊	別記2のとおり
宇特区第255号	第1種漁業	魚類小割式養殖(くろろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町柿ノ浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柿ノ浦オドシ谷南鼻の標識 B 南宇和郡愛南町柿ノ浦八郎碇南端 C 南宇和郡愛南町水谷鼻南端 点 ア Aから南宇和郡愛南町久良御台場北鼻標識見通し225メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町久良天巖東端見通し200メートルの点 ウ Cから高知県宿毛市鶴来島西端見通し230メートルの点 エ Cから高知県宿毛市鶴来島西端見通し60メートルの点	南宇和郡愛南町脇中本、大ノ浜、柿ノ浦、敦盛、水内、浦盛、古久良、蓮寺、緑、緑、緑、城辺、甲、乙、甲、乙	別記2のとおり
宇特区第256号	第1種漁業	魚類小割式養殖(くろろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町水谷地先	アイ、イウ、ウB、BC及びCアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町水谷鼻南端 B 南宇和郡愛南町大浜西コガネ崎鼻先端 C Bより北へ海岸沿い180メートルの点 点 ア Aから高知県宿毛市鶴来島西端見通し60メートルの点 イ Aから高知県宿毛市鶴来島西端見通し230メー	南宇和郡愛南町脇中本、大ノ浜、柿ノ浦、敦盛、水内、浦盛、古久良、蓮寺、緑、緑、緑、城辺、甲、乙、甲、乙	別記2のとおり

免許番号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					トルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町当木島東端見通し200メートルの点	良、蓮乗、寺僧、都緑、丙緑、乙緑、甲城、及辺乙	
宇特区 第257号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖(くろ まぐろ 式養除 をく)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町中玉地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中玉荒谷大ズエ鼻突端 B 南宇和郡愛南町中玉荒谷観音磔南端 点 ア Aから180度300メートルの点 イ Aから180度500メートルの点 ウ Bから180度500メートルの点 エ Bから180度300メートルの点	南宇和郡 愛南町 本玉、 浜、柿 浦、敦 盛、岩 水、垣 内、深 浦、古 月、久 良、蓮 寺、乗 都、僧 丙、緑 乙、緑 甲、城 及、辺 乙	別記2の とおり
宇特区 第258号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖(くろ まぐろ 式養除 をく)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町古月地先	Aイ、イア及びアBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町鮪越島原南突端 B 南宇和郡愛南町古月テシノ鼻突端 点 ア Bから南宇和郡愛南町日土鼻見通し70メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町御台場北鼻見通し300メートルの点	南宇和郡 愛南町 本玉、 浜、柿 浦、敦 盛、岩 水、垣 内、深 浦、古 月、久 良、蓮 寺、乗 都、僧 丙、緑 乙、緑 甲、城 及、辺 乙	別記2の とおり
宇特区 第259号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖(くろ まぐろ 式養除 をく)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町深浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町西敦盛鼻突端 B 南宇和郡愛南町敦盛523番地向山愛南漁協漁具倉庫東端 点 ア Aから南宇和郡愛南町深浦241番地住宅西角標識見通し100メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町深浦1841番地旧深浦漁協西角標識見通し100メートルの点	南宇和郡 愛南町 本玉、 浜、柿 浦、敦 盛、岩 水、垣 内、深 浦、古 月、久 良、蓮 寺、乗 都、僧 丙、緑 乙、緑 甲、城 及、辺 乙	別記2の とおり
宇特区 第260号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖(くろ まぐろ 式養除 をく)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町深浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町敦盛523番地向山愛南漁協漁具倉庫東端 B 南宇和郡愛南町深浦二本松沖ニナエ磔中央 点 ア Aから南宇和郡愛南町深浦1841番地旧深浦漁協西角標識見通し100メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町深浦オカニナエ磔見通し100メートルの点	南宇和郡 愛南町 本玉、 浜、柿 浦、敦 盛、岩 水、垣 内、深 浦、古 月、久 良、蓮 寺、乗 都、僧 丙、緑 乙、緑 甲、城 及、辺 乙	別記2の とおり

免許番号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
						乙、緑 甲、城 甲、及び 辺乙	
宇特区 第261 号	第1種 画漁 業	魚類小 割式養 殖(くろ まぐろ 式養殖 を除く)	1月1日 から 12月31 日まで	南宇和郡 愛南町 柿ノ浦地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柿ノ浦オトシ谷南鼻標識 B 南宇和郡愛南町柿ノ浦灯台 点 ア Aから南宇和郡愛南町久良御台場北鼻標識見通し225メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町鮎越丸落北鼻見通し100メートルの点	南宇和郡 愛南町 本玉浜、 浦盛、 水内、 浦越、 月良、 寺都、 丙乙、 甲、及 辺乙	別記2の とおり
宇特区 第262 号	第1種 画漁 業	魚類小 割式養 殖(くろ まぐろ 式養殖 を除く)	1月1日 から 12月31 日まで	南宇和郡 愛南町 大浜地先	Aア、アイ、イウ及びイBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町大浜西コガネ崎鼻先端 B 南宇和郡愛南町大浜東コガネ崎鼻先端 C 南宇和郡愛南町大浜タデノ崎鼻先端 点 ア Aから南宇和郡愛南町当木島南端見通し200メートルの点 イ Cから204度645メートルの点 ウ Cから204度225メートルの点	南宇和郡 愛南町 本玉浜、 浦盛、 水内、 浦越、 月良、 寺都、 丙乙、 甲、及 辺乙	別記2の とおり
宇特区 第263 号	第1種 画漁 業	魚類小 割式養 殖(くろ まぐろ 式養殖 を除く)	1月1日 から 12月31 日まで	南宇和郡 愛南町 大浜地先	Aイ、イア及びイA Bの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町黒崎鼻先端 B 南宇和郡愛南町大浜小島鼻先端 C 南宇和郡愛南町大浜タデノ崎鼻先端 点 ア Cから204度225メートルの点 イ Cから204度645メートルの点	南宇和郡 愛南町 本玉浜、 浦盛、 水内、 浦越、 月良、 寺都、 丙乙、 甲、及 辺乙	別記2の とおり
宇特区 第264 号	第1種 画漁 業	魚類小 割式養 殖(くろ まぐろ 式養殖 を除く)	1月1日 から 12月31 日まで	南宇和郡 愛南町 敦盛地先	Aア、アイ、イBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町敦盛東敦盛鼻先端 B 南宇和郡愛南町敦盛西敦盛鼻先端 点 ア Aから南宇和郡愛南町垣内837番地西角標識見通し50メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町深浦241番地住宅西角標識見通し100メートルの点	南宇和郡 愛南町 本玉浜、 浦盛、 水内、 浦越、 月良、 寺都、 丙乙、 甲、及 辺乙	別記2の とおり
宇特区 第265 号	第1種 画漁 業	魚類小 割式養 殖(くろ まぐろ 式養殖 を除く)	1月1日 から 12月31 日まで	南宇和郡 愛南町 中玉地先	アイ、イカ、カオ及びオアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中玉二子落南端 B 南宇和郡愛南町脇本大付東南端 点 ア Aから180度250メートルの点 イ Aから180度550メートルの点 ウ Bから180度650メートルの点	南宇和郡 愛南町 本玉浜、 浦盛、 水内、 浦越、 月良、 寺都、 丙乙、 甲、及 辺乙	別記2の とおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
		く)			エ Bから180度250メートルの点 オ Aからエ見通し1,104メートルの点 カ イからウ見通し1,100メートルの点		
宇特区第266号	第1種漁業	魚類小割式養殖(くろまぐろ小割式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中玉地先	オカ、カウ、ウエ及びエオの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中玉二子碁南端 B 南宇和郡愛南町脇本大付東鼻南端 点 ア Aから180度250メートルの点 イ Aから180度550メートルの点 ウ Bから180度650メートルの点 エ Bから180度250メートルの点 オ エからア見通し1,246メートルの点 カ ウからイ見通し1,241メートルの点	南宇和郡愛南町脇本、中大ノ浦盛、岩水及び垣内	別記2のとおり
宇特区第267号	第1種漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町久良地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜滝の下標識 B 南宇和郡愛南町久良中天巖標識 C 南宇和郡愛南町久良天巖鼻灯台下の大岩標識 点 ア Cから241度750メートルの点 イ Cから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し590メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町樽見鼻見通し170メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町野地北端見通し360メートルの点 オ Bから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し620メートルの点 カ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し810メートルの点	南宇和郡愛南町久良	1 別記2のとおり 2 当該漁業に係る漁場区域において設置する養殖用の施設は、以下を模範として、規格又は数値を超過しない。ただし、生け簀の総面積が13,927平方メートルをない範囲内で、管形規格は、規格又は数値を超過しない。形状：正方形、規格：50メートル×50メートル、台数：4台、形状：円形、規格：直径50メートル、台数：2台
宇特区第268号	第1種漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良天巖鼻灯台下の大岩標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町黒碁見通し560メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町烏帽子碁見通し240メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し590メートルの点	南宇和郡愛南町久良	1 別記2のとおり 2 当該漁業に係る漁場区域で用いられる養殖用は、人

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					エ Aから241度750メートルの点		工種苗でなければならぬ。
宇特区第269号	第1種漁業	魚類小割式養殖(くろまぐろ小割式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良天巖鼻灯台下の大岩標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町烏帽子碇見通し240メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町黒碇見通し560メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し550メートルの点 エ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し225メートルの点	南宇和郡愛南町久良	別記2のとおり
宇特区第270号	第1種漁業	魚類小割式養殖(くろまぐろ小割式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町久良地先	カア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオカの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良3661番地西端の標識 B 南宇和郡愛南町久良ボラアジロ鼻の標識 C 南宇和郡愛南町久良天巖内小鼻の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町久良小屋の浦鼻標識見通し200メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町久良鵜の碇標識見通し300メートルの点 ウ Cから南宇和郡愛南町深浦八郎碇標識見通し400メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町深浦八郎碇標識見通し250メートルの点 オ Bから南宇和郡愛南町久良鵜の碇標識見通し100メートルの点 カ Aから南宇和郡愛南町久良小屋の浦鼻標識見通し100メートルの点	南宇和郡愛南町久良	別記2のとおり
宇特区第271号	第1種漁業	魚類小割式養殖(くろまぐろ小割式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町久良地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エB及びBAの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良小屋の浦鼻標識 B 南宇和郡愛南町久良日土鼻標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町久良3661番地西端の標識見通し200メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町久良ボラアジロ鼻の標識見通し370メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町黒崎鼻南端見通し450メートルの点 エ Bから75度120メートルの点	南宇和郡愛南町久良	別記2のとおり
宇特区第272号	第1種漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良日土鼻標識 点 ア Aから75度250メートルの点 イ Aから75度120メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町黒崎鼻南端見通し450メートルの点 エ Aから127度560メートルの点	南宇和郡愛南町久良	1 別記2のとおり 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖用の供する施設は、以下の規模を越えてはならない。ただし、生け簀の総面積が40平方

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
							メートルをない内生の範囲で、管状、又は数更この差支えない。形状：方規格：10メートル×10メートル、台数：4
宇特区第273号	第1種画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良日土鼻標識 点 ア Aから75度350メートルの点 イ Aから75度250メートルの点 ウ Aから127度560メートルの点 エ Aから南宇和郡愛南町島原南端見通し650メートルの点	南宇和郡愛南町久良	1 別記2のとおり 2 当該漁業に係る漁業用区画で、養殖用は、種なない。
宇特区第274号	第1種画漁業	魚類小割式養殖（くろまぐろ小割式養殖を除く）	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良日土鼻標識 B 南宇和郡愛南町古月カゴヤ鼻標識 点 ア Bから南宇和郡愛南町久良天巖鼻東端見通し60メートルの点 イ Aからア見通し350メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町島原南端見通し650メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町久良天巖鼻東端見通し600メートルの点	南宇和郡愛南町久良	別記2のとおり
宇特区第275号	第1種画漁業	魚類小割式養殖（くろまぐろ小割式養殖を除く）	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良トクンタネ西小鼻標識 B 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜滝の下標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町野地島頂見通し200メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町野地島頂見通し425メートルの点 ウ Bから189度680メートルの点 エ Bから181度310メートルの点	南宇和郡愛南町久良	別記2のとおり
宇特区第276号	第1種画漁業	魚類小割式養殖（くろまぐろ小割式養殖を除く）	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町久良地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜滝の下標識 B 南宇和郡愛南町久良中天巖標識 点 ア Aから160度365メートルの点 イ Aから178度740メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し810メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し620メートルの点 オ Bから南宇和郡愛南町野地北端見通し360メー	南宇和郡愛南町久良	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					トルの点 カ Bから南宇和郡愛南町樽見鼻見通し170メートルの点		
宇特区 第277号	第1種 区画漁業	くろま ぐろ小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜滝の下標識 点 ア Aから181度310メートルの点 イ Aから189度680メートルの点 ウ Aから178度740メートルの点 エ Aから160度365メートルの点	南宇和郡 愛南町久 良	1 別記 2 のと おり 2 当該 漁業に 係る漁 業で用 いる養 殖用種 苗は、 人工で 育成さ れない。

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。